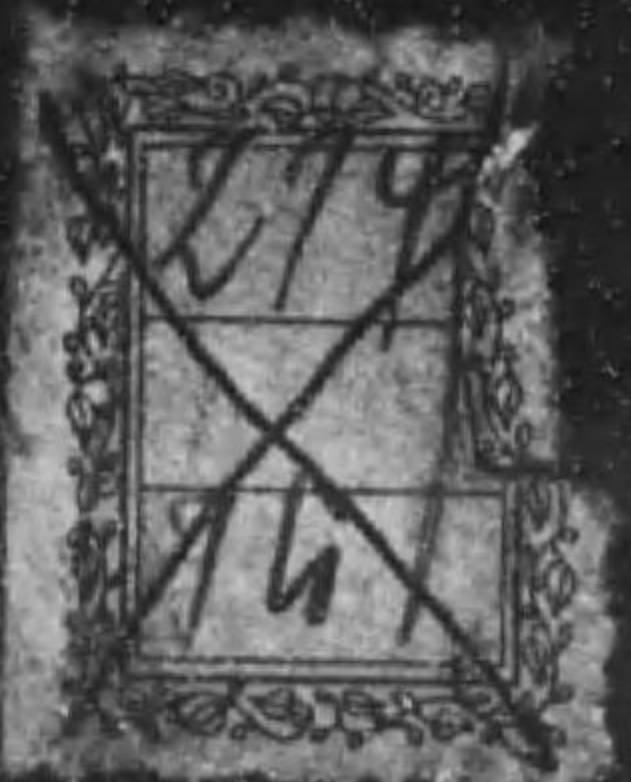


特 109  
281



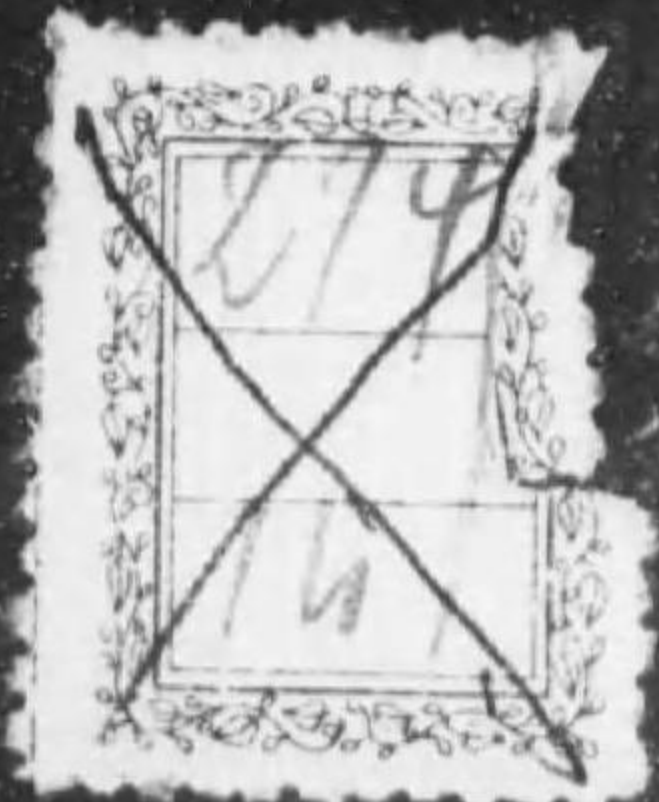
始





特 109

281





特104  
281目

次

目次

●法律の類別

○公法とは何か○私法とは何か

●人事訴訟事件

○法律上の無能力とは何か○未成年者がなした行為を有効ならしむる手續○未成年者の獨斷的行為の有効と無効○禁治産と準禁治産の區別○夫の許可なく妻のなした行為○妻が婚姻前の債務は夫は共に其義務に服するや○失踪者と不在者の區別如何○失踪宣告の取消請求はなし能ふや

●親族戸主家族の法律關係

.....九



● 婚姻 離婚

○戸主となるの原因と権利義務○養子の相続権消滅の場合  
○隠居の権利義務○戸主は廢家をなし能ふや

三

○婚姻の効力は如何にして生ずるや○法律上婚姻し得ざる  
親族は何か○婚姻取消若は離婚後夫妻財産分割○離婚は如  
何なる場合に限れるか

● 親子

○嫡出子を否認せんとするは如何○養子縁組を許さる場  
合とは何○遺言の養子縁組は効力ありや○養子を離縁する  
事を得るや

二八

● 親權後見の權利義務

..... 二四

● 相続

○後見開始と其効力及び資格○後見監督人の資格○親族會  
の招集○扶養の義務

二六

○家督相続の享受とは何か○法定家督相続人とは何か○法  
定推定家督相続人廢除の場合○選定相続人とは何か○遺産  
相続とは何か○遺産相続分割とは何か

● 遺言

..... 三五

○遺言の効力は如何にして生ずるや○言語を發し能はざる  
者の秘密證書の効力○遺言の證人立會人となるべき資格者

● 物權 債權

..... 三九

○法律上貸借の三名稱○期限の利益は何人に屬するや○普



通貨借の年限○期限を定めざる賃借物の返還請求○家主の  
 権利保全○家賃滞納の請求と家屋明渡の手續○家財道具を  
 擔保とした効力○貸與せし物件を轉貸せられたる時は如何  
 有……………四六

○善意の占有と惡意の占有○善意の占有者に對し其物品が  
 不正なりし時の請求權○時効とは何なるや○他人の物を占  
 有し我所有物と完全ならしむるは幾千年を要するや

●相隣地利害關係……………五六

○所有地内に隣地より流れ來る水害事件○隣地の建築物が  
 我に害ある場合○隣地と自己所有の經界○隣地から我土地  
 に入込む竹木枝根は之を剪除するの權利ありや○隣地界に

建物を築に幾干の距離を要するや

●永小作權と地上權……………三二

○永小作人は土地を變更し能ふや○不作收穫の理由の下に  
 小作料の減額又は免除を請求するの權ありや○地上權と賃  
 貸借の差異如何

●先取特權……………六六

○先取特權は如何にして得らるゝや○質權抵當權の差異

●契約……………七二

○法律上無効となるべき契約の種類○法律上傭人弟子見習  
 等の契約年限の制限○期限を定め賣渡した地面を買戻す手  
 續○契約者が違約に依る破棄の手續○手附金の賣買契約取



目次  
消○新聞廣告と法律上の効力

●損害賠償

○自己の傭人がなしたる不法行為は主人の責任なりや○生命を害せられれ者の父母又は子若は配偶者は財産上の損害なきも賠償の請求権ありや○汽車電車等にて殺傷せられし時の賠償請求○他人を陥穽するの目的にて新聞雑誌に悪事醜行を摘發なしたる時の損害賠償事件○類焼したる人火元に對し損害賠償請求は如何○浴場旅客運送店等が客人から盜難紛失より生ずる損害賠償の件

七九

●商法……(手形小切手)

○約束手形の法律の能力及び手形記載の必要事項○約束手

六八

形不渡の法律上の手續と拒絕證書作成の手續○振出の小切手不渡の時の制裁○未成年者が商業を營む法律手續○商號を他人に使用せしめざる法律上の手續○商號即ち家名を他人に賣買讓與なし能ふや

●民事訴訟法

○裁判管轄○判事の除斥と忌避の手續○民事訴訟に檢事の立會ふべき場合は何なるや○訴訟能力とは何○訴訟代理は辯護士に限るか○無資力訴訟者の法律手續

九九

●督促手續

○支拂命令手續と効力○支拂命令に對する異議○控訴上告の區別○訴訟手續とは如何

一七



● 執行法 ..... 一三七

○強制執行とは何○假差押及び假處分○執達吏の権限と職務執行の限度○差押を免除さるゝ範圍と其區別○競賣の法律と手續○金錢の債權を差押へ能ふや○競賣金の配當要求手續

● 戸籍法摘要 ..... 一三九

○身分登記心得○一家創立の手續と其理由○氏名變更の手續○私生子を嫡出となす手續○入籍離籍の手續○轉籍の手續○婚姻届出の懈怠は處分如何○裁判離婚とは如何○戸籍謄本請求の件○十五歳未満の養子縁組の届出如何○廢家の手續

● 刑法摘要 ..... 一五一

○犯罪の定義と類別○有意犯と無意犯の區別と單行犯と慣行とは何か○中止犯は何故に罪とならざるや○主刑と附加刑○未決拘留の日數計算して服役期間に加ふべきや○罰金科料の完納猶豫○罰金科料を納付し能はざる時は如何○罪を犯し不論罪の場合とは如何

● 刑の執行猶豫 ..... 一六七

● 輕減酌量 ..... 一七〇

○酌量減輕の順序

● 罪 ..... 一七一

○公務執行妨害の罪○逃走の罪○犯人藏匿證據湮滅の罪○



騷擾罪とは何○放火失火の罪○溢水及び水利の罪○往來妨害の罪○家宅侵入の罪○秘密を侵すの罪○飲料水に關する罪○文章偽造の罪○印章偽造の罪○誣告の罪○猥褻姦淫罪○殺人及傷害の罪○賭博及富籤の罪○禮拜所及墳墓に關する罪○墮胎の罪○遺棄及逮捕監禁の罪○人を脅迫する罪○畧取誘拐の罪○名譽毀損の罪○竊盜が強盜罪に論せらるゝ場合如何○強盜人を殺傷する罪○親族間の竊盜罪○詐欺○恐喝取財と脅迫取財の區別○横領罪と贓物の罪○他人の證書を毀棄し又は差押られたる物品を破棄したる罪○他人の信書を隱匿破棄の罪

●刑事訴訟法

.....一〇六

○告訴の手續○告訴狀の形式○普通人民が罪人を逮捕するの權能ありや○告訴の時効消滅○證人が呼出に應ぜざるの罪

●保釋と其手續

.....二二三

○法律の必要條件

●責付とは何ぞ

.....二二五

○豫審免訴

●公

判

.....二二七

○刑事々件の辯護は辯護士以外は不允許なるや○辯護士の特權と義務○缺席判決の故障○故障申立書

●控訴上告

.....二三三



○裁判確定後の裁判

●上欄掲載項目々次

●實地問答

○養育料の請求事件と其鑑定○私生兒を嫡出とするの件と其鑑定○家屋轉貸の件と其鑑定○不作の時小作人が地主への要求事件と其鑑定○財産横領の遺言事件と其鑑定○酒亂の夫に對する離婚要求事件と其鑑定○賭博犯の事件と其鑑定○少年は幾歳まで法律の制裁を免るゝや其答○飲料水穢せしは如何なる罪となるや其答○戸主の女が他家へ嫁入らんとするの件其答○離婚後九ヶ月に至つて出生兒ありし悶

着其答○不分明なる胎兒の紛紜事件其答○無意識にて墮胎したる罪如何其答○重婚罪事件其答○離婚されたる妻其所  
有物請求事件其答○贓物の返還請求事件其答○藝妓の自由  
廢業事件其答○相續權喪失事件其答○失踪者の再び世の中  
に出る事を得るや其答○廢嫡する法律上の手續其答○家  
から來る我家に對する危險防止事件●此外數十種と鑑定

●陸海軍 徵兵規則摘要

○兵役の義務○常備豫備後備○補充兵役○警備隊○國民兵役

●徵兵適齡届の心得

○猶豫及延期○検査期間○徵兵等位○徵集區分○徵集編入  
順序○罰則



●諸證書類雛形……………二〇

○金圓借用證○月賦辨濟證○年賦辨濟證○講金借用證○地  
 所書入借用證○建物書入借用證○地所建物書入借用證○地  
 所二重抵當書入證○船舶書入借用證○動産質入金圓借用證  
 ○雜穀書入借用證○公債證書入借用證○賣掛代金借用證○  
 貸附金部分證書○借入金分使用證○返金延期附帶證書○貸  
 金讓渡書○預り金證○宅地賃借證○商品預り切手○手附金  
 預り證○貨物受託證此外數十種

●警察犯處罰令……………一七

●公證人法施行細則……………二〇四

—【目次終】—

實地問答

一 養育料の請求

問 わたくしは數年以前  
 當時五才の女子を貰  
 ひ受け養女にいたし  
 ました然るに此頃  
 なつて突然其兒の實  
 親が強つて其兒を返  
 へして呉れを面倒臭  
 い種々の難題を持ち  
 出して來ましたので

人事 法律顧問

帝國法典研究會編纂

法律の類別

元來法律は國家の安寧と秩序を保つべき目的を以て  
 規定せられたもので大別すると左の二大別となりま  
 す

一 公法 二 私法 (此二大別により公權私權

と分れる)

主治者(政府官廳)と被治者(人民)の間に規定せら



残念とは思ひましたが  
が今度其兒を實親の  
手許へ返へしてやる  
ことに決定りました  
か怎うでせふ從來育  
て、やつた費用の賣  
費は請求する私の  
方に権利はあるので  
せうか  
法律上の鑑定  
同情は致しますが

一旦其兒を養女と正  
式の手續を以て戸籍  
登録されてある以上  
は言ふまでもなく貴  
君は親です親が子に  
對する養育料として  
請求する事は法律は  
許しませぬ併し其兒  
を譬へ實親でも一旦  
他人に呉れたからに  
は勝手に伴れて行く  
事は法律が亦た許し

れた法律は公權と謂ひ一個人相互間に規定せられた  
法律は之を私法と稱へ民法商法等に依つて得る權利  
は即ち私權です

### 第一編 民法保爭

#### 第一章 人事訴訟事件

人事訴訟事件とは債權物權を目的としなない私權の享  
有を主張する訴訟で概ね婚姻の取消離婚の要求等が  
主なるもので其他民法第一編第四編第五編中にある  
規定の權利主張の係争で戸籍上に於ける諸種の決定

申請は主として非訟部の判事が許否の決定を與えま  
す

#### 第一節 法律上の無能力とは何か

法律の上からは譬へ賢い人でも未成年者と禁治産準  
禁治産及び人の妻は私人として權利を行使する事を  
許さぬから無能力とするのであります

#### 第二節 未成年(無能力)者がなしたる行爲を

有効ならしむる法律上の手續  
未成年者は法律上無能力と認められて居るがため未  
成年者と金銭の取引をして譬へ自分に如何なる請求



ませぬ故に醫へ其子が  
が實親の手許へ伴れ  
ゆかれて居ても貴君  
は養子縁組の手續を  
しない前なら何時で  
も伴れ還るの権利は  
あります

二私生兒を嫡出  
子となすの件

問 私共は故あつ  
て正當の夫婦の届け

権があつても其権利は取消され損失となるは言ふま  
でもない然れど之を有効ならしめんとするには親權  
行使の父母又は後見人より完全な承諾を得て取引し  
たる時は立派な法律が有効と認められます

第三節

未成年者の獨斷的行為の有効無効

未成年者が獨斷的になした商行為又は重大なる行為  
は凡て法律上無効たるは無論の事であるが相手方が  
親權を行ふ父母又は後見人に對つて取引當時に承諾  
せしめざりしも取引後に至つて斯々の取引又は契約  
をなしたるにより追認せよと一ヶ月以内の期間を定

出を致しませぬ中に  
男子を産みましたが  
私生子といたしたく  
ありませぬが如何し  
たら宜でせふか

其答

正當の夫婦の届出  
を致さぬとは多分婚  
姻の届出が済まぬ  
事でありませぬが醫  
へ夫婦の間に生れ

め申し送り若し其期間内に何等の回答なき時は追認  
(承諾)したる事と法律が見做すがため未成年者獨斷  
的行為も有効となります(民法第十九條)

第四節

禁治産と準禁治産の區別

裁判所が瘋癲、白痴等は勿論心神喪失の状態ある者  
に對して法律上の無能力者とし權利も義務も(私法  
上の)なきものと宣告されたる者を云ひ、禁治産者  
の宣告は左の人々の請求を待つて審判の上宣告をな  
す(民法第七條)

- 一 本人
- 一 配偶者(夫は妻を妻は夫を)
- 三



た子でも所謂内縁の夫婦間の出生子に嫡出子の届出は許しませぬが私生子の届出をせず夫が認知して居るなら庶子の届出をなさい開して早く婚姻届が済んでから庶子を嫡出子とすることは能るのです

四等親内の親族 四 戸主(家族に對して) 五 後见人 六 保佐人 七 検事 而して準禁治産は禁治産者の如く全くの無能力者に非ず本來有能力者であるも或行爲を限りて裁判官の宣告を要求してなるのであります

第五節 夫の許可なく妻のなしたる行爲 人の妻は夫より賢い者もあるが法律は之を準禁治産者と同一に見做されて居りますから妻のなした行爲は凡て重大の取引契約等は無効取消とされます (民法第十四條)

三家屋轉貸の件

問 私は余りに場所が繁華なるためそれだりの實價はないのですが造作代として前住者より千圓を拂ひ其家に住居しましたが今度都合上で郷里へ至急歸るにつき焦せつて造作を賣ると非常な損がゆ

第六節 妻が婚姻前になしたる債務は夫は共に其義務を荷ふべきや

夫は妻の爲たる債務履行を許可するの義務なきものとすと云へる法律の規定があります (民法十四條同十二條)

第七節 失踪者と不在者の區別

失踪者は裁判所が宣告したる後の不在者の事にて單に生死が不分明で居所が判らぬ位の中は法律は不在者と認めて居ります併し不在者も七年以上に涉る時は裁判所へ失踪宣告を請求する事が能ます (民法第



きますので私より或  
人に造作附て其家  
を賃貸を致したいと  
思ひますが其家の持  
主に承諾させれば  
賃貸は能きますまい  
か

其答

民法第六百十二條  
の規定に家主の承諾  
を得ずして又賃貸は

三十條一項

第八節 失踪宣告は取消の請求をなし能ふ

失踪の宣告は普通七年であります  
が特に沈没せし船に乗つて居りし  
とか戦地の往來をなせしまゝなると  
か凡て危険渦中にありし人の生死不明  
は三年にして失踪者となるも後日失踪  
者となりし人が現れて其宣告の取消を  
請求すれば無論許可される併し失踪宣  
告を取消されしと雖失踪宣告は一度  
び其効力を生じたる以て失踪者の妻  
は他へ婚嫁したりと雖取戻すの

許してありませぬ、  
強めて賃貸をなさる  
と貴君との賃貸借  
の契約をも解除れて  
了ひます

四不作にて小作  
にて料免除の  
件

問 私村では三年  
以上不作續きで收  
穫は平年の半分も

權利なく勿論姦通罪の告訴は出来ぬのであり而して  
自己の相續すべき財産を他人に相續された場合も相  
續權を恢復し相續をなし得るも財産は現状のまゝに  
限る之をモソツト了解易く言へば失踪者が失踪前に  
は百萬圓の財産があつたるも失踪に依つて他人に其  
財産を相續され九十九萬圓を減され残り一萬圓を餘  
すのみにても只だ残れる現在を受取るのみであります  
(民法第三十二條)

第二章 親族戸主家族法律關係



なく皆な小作人等は  
非常に憐れな窮状で  
ありますが耕地の所  
有者等はやはり小作  
料を請求しますが小  
作料を拂はぬと云ふ  
こと法律は許さぬも  
のでせふか

其答

同情に致しますが  
警へ不作で小作料よ

親族には血族、配偶者、姻族、準姻族の四あり而して血族と準姻族は六親等内、姻族は三等親内までであるが此外六等親内の血族配偶者三親等の姻族も親族関係があります

第一節 戸主となるの原因と権利義務

戸主となるの原因は家督相続又は入夫婚姻及び新家族創立に依つて始まり家督相続は普通でありますが入夫婚姻は女戸主の處へ婚姻しても特別に女戸主が其まゝ戸主たるを繼續するの契約があれば此限に非ず家族は戸主の同意を得ずして一家創立、婚姻、縁組

りも收穫少き時と  
雖小作料を拂ふ  
ことを法律の力を  
借りて免除せると  
云ふことは鳥渡六ヶ  
敷ですか此際は小作  
人は自ら小作權を放  
棄し解除するだけの  
横利はあります

五財産横領の疑  
ある遺言事件

をなして他家に入る、事を得ず又復籍を拒まれ戸主の同意を得ず別居をなし又は婚姻縁組をなして他人を入る、事を得ざる等はこれ皆な戸主の権利に屬し若し戸主の意に反し斯如き事をなす時は離婚され實家に居るべき家族の權利を失ふ然れば戸主は家族を扶養するの義務がある

第二節 養子の相續權消滅の場合

養子は民法第七百二十七條により血族と同一の關係を生じるも然れども養子縁組の日より此關係を生ずるがため養子縁組の前養親の胎内に男子ありし時は



問 私の亡父の妾より亡父の遺言なりとて僕の現財産の三分の一を分割せよと代理者を立て、掛合ひに来るのでてが如何したら拒絶が能きます

其鑑定

たとへ妾でも將た何人でも遺言者が正當の

相続権は養子にあらす胎内の男子に既に屬して居るからであを譬へば養家に子なき意志で養子に行きしに養家で其後男子が生れた時は自己は其家の相続は出來ぬのである

第三節 隠居の権利義務

隠居は戸主權及び戸主たる義務が消滅するが故に家に屬する財産權を喪失し家に屬する義務を免かる但し其効力は戸籍吏に届出でたる後に生ず

第四節 戸主が廢家をなす事ができるや

家督相続に依りて戸主となりたる者は廢家するを得

方式に従ひ遺言したる事が分明し殊に民法第六十四條の規定に従ひての上ならば拒む事は能ませぬ故下の遺言の法律欄をお讀みなされて請求者が正當の手續を踏で居るか居らぬかを調べの上です

すといへども新たに家を立てたる即ち一家創立者は自由に其家を廢する事が能る(民法第七百六十二條)

第三章 婚姻離婚

婚姻とは男女が偶するを云ひ男は満十七歳女は満十五歳に達せざれば婚姻を法律は許さず(民法第七百六十五條)

離婚は協議離婚とは相互に承諾示談の上、裁判離婚とは一方が離婚を承諾せざる時を稱す

第一節 婚姻の効力は如何にして生ずる



六酒亂の夫に對する離婚請求

問 私(わたし)の夫(おとこ)は酒亂(しゅらん)で常に生計(せいけい)は不如意(ふにようい)のため世帯(よだい)の苦勞(くろう)は勿論(もちろん)打ち敲(たた)かれる事(こと)などは屢々(しばしば)で身体(からだ)に生疝(なまきづ)の絶(た)へたこと(こと)はありまきんでした(した)が離婚(りえん)をせよと申(まを)して離婚(りえん)を致(いた)しませす

戸籍吏(こせきり)に届出(とけい)で戸籍吏(こせきり)の受理(じゆり)せる後(のち)に効力(かうりよく)を生(し)じま

第二節 法律上婚姻(ちよくけいけつぞく)し得(え)ざる親族(しんぞく)は何か  
直系(ちよくけい)血族(けつぞく)、傍系(ぼうけい)血族(けつぞく)三等親(とうしん)、姻親(いんせき)の直系(ちよくけい)間(かん)、縦(た)ひ姻(いん)戚(せき)關係(けい)が止(と)みたる後(のち)と雖(いへど)夫婦(ふうふう)となる事(こと)は能(でき)ませぬ譬(たと)へば妻(つま)が死(し)したりとて其母(そのはは)と夫婦(ふうふう)になること(こと)を得(え)ざるの例(れい)でありま(あ)す(民法(民法)第七百七十條(第七百七十條))  
親戚間(しんぞくかん)に於(お)ては四等親(とうしん)以上(いじやう)に限り(かぎ)即(すなは)ち從兄弟姊妹(じゆうけいていしまへ)其(その)子孫(しそん)

誠に困り切(まことにこまき)つて居(を)る中(うち)今(こん)度(ど)は私(わたし)斗(た)り(り)で夫(わたし)の母(はは)と爭論(いさかひ)の末(すま)が重(おも)い傷(きず)をつけ(つけ)只(ただ)今(こん)警察署(けいさつじやう)へ拘引(こういん)されましたが此(この)際(さい)離婚(りえん)の請求(せいきう)をしたいと思(おも)ひます(す)が怎(どう)うでせ(せ)ふ目的(もくてき)を遂(た)げられ(ら)れま(ま)すか

其鑑定

第三節 婚取消若(こんいんとりけし)は離婚後(りえん)夫婦財(ふうふうざい)産(さん)の分割(ぶんかく)  
婚姻(こんいん)取(とり)消(けし)に依(よ)つて夫(ふう)婦(ふう)の關(くわん)係(けい)止(と)み又(また)親族(しんぞく)關(くわん)係(けい)も止(と)むを以(もつ)て夫(ふう)は妻(つま)の所(しよ)有(いう)財(ざい)産(さん)に依(よ)りて債(さい)務(む)を辨(べん)濟(さい)した(した)る時(とき)は其(その)辨(べん)濟(さい)に要(えう)した(した)る元(もと)金(きん)を返(へん)還(くわん)する(する)の義(ぎ)務(む)あり妻(つま)の財(ざい)産(さん)と分(ぶん)明(めい)する金(きん)銀(ぎん)財(ざい)物(ぶつ)品(ひん)は返(へん)還(くわん)する(する)の義(ぎ)務(む)あり但(た)し妻(つま)の財(ざい)産(さん)を以(もつ)て家(か)屋(やく)を建(けん)築(ちく)し其(その)家(か)屋(やく)が燒(せう)失(しつ)し其他(そなた)天(てん)災(さい)等(とう)によりて現(げん)存(ぞん)し居(を)らざ(ざ)る場(ば)合(あひ)は其(その)金(きん)銀(ぎん)を返(へん)還(くわん)する(する)を要(えう)せ(せ)ず(民法(民法)七百八十七條(七百八十七條))  
離婚(りえん)され(ら)れた(た)る場(ば)合(あひ)は自(じ)己(こ)の現(げん)存(ぞん)財(ざい)産(さん)を持(もち)違(かへ)り得(え)る(る)の



離婚の請求は法律上具備して居ます様に思はれます貴女に母なれば言すと知れた貴女の夫たる人にも尊屬ですそれを侮辱を加へ又毆打傷害するなどは立派に裁判離婚の理由となりす殊に刑法第二百五條第二項に「自己又は配偶者の

みにて既往に遡りて利益の返還損害の賠償の請求権利なし

第四節

離婚は如何なる場合に限れるか

- 一 互ひに示談の上都合で離婚するのは何時でも自由に出来すが一方の配偶者が不承知を唱へた時でも離婚の出来る法律上の範圍は如何なる場合かと云ふに
- 二 配偶者が重婚を爲したるとき
- 三 妻が姦通をなしたるとき
- 四 夫が姦淫罪により刑に處せられたるとき
- 五 配偶者が重禁錮一年以上の刑に處せられし時但

の直系尊屬に對して犯したる時は無期又は三年以上の懲役」になるべき規定がありますから無論傷害の模様によつては輕からぬ刑期に處せられますからこれだけでも離婚の宣告を受くべき理由の一つ

五 六 七 八 九

- 一 自己も同様の處刑を受けし時は離婚請求権がないのです
- 二 配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- 三 配偶者より惡意を以て遺棄られたるとき
- 四 配偶者の直系尊屬より虐待又は侮辱を受たるとき
- 五 配偶者が自己の直系尊屬に對し虐待又は侮辱をなしたる時
- 六 配偶者の生死が三年以上分明ならざる時但配偶者が確實に死亡せりと分明したる場合は離婚す



七賭博犯が罰金  
で済む者と重  
い懲役になる  
者があります  
が如何云譯で  
せふ

問 私の親族の某著  
が今度賭博の罪で一  
年の懲役に處せら  
たのに同じ處で一諸  
に賭博で捕へられた

ることが能ませぬ其理由は離婚とは生者に對する語でありますため失踪宣告も亦た同じです。  
(民法八百十四條乃至八百九十一條)

第四章 親子

親子とは妻が婚姻中に懐胎した子は嫡出子であります婚姻の解消又離婚の後ち三百日以内に生れたる子は産める時夫がなくとも猶且前夫の子と法律は認めます併し嫡出否認をなさんとせば訴訟をする事は能ます

近所の地主の悴は罰  
金百圓で済みました  
が少々不公平の裁  
判ではあるまといか  
存じますが如何云ふ  
譯です

其鑑定

貴問は充分其要を得て居りませぬが恐らく貴君の親族某は從來屢々賭博の罪を

婚姻してから二百日の後に生れたる子は他人の胤である云ふ確證の擧らぬ限りは夫は自己の胤でない拒むことは能ませぬ(民法第八百二十條)

第一節 嫡出子と認められしを否認せんとするには先づ如何なる理由を要するや

否認は其子の法定代理人を相手とし訴訟を起すので他人の胤である充分なる認定すべき理由を備へねばならず而して其子の出生を知りて一ケ年以内に訴訟を起さなければ否認權を失ひます



犯したかことあるで  
せふ多分賭博の慣行  
犯であらふと思はれ  
罰金刑の地主の悴  
は多分博賭の初犯で  
あらう改正の刑法は  
賭博は千圓以下の罰  
金若くは五ヶ年以下  
の懲役とあります  
然らば其犯人の性行  
人格後來改悛の  
見込の有無なぞに依

第二節 養子縁組を許さるは如何なる場

合か

法律上養子縁組を許されざる場合は左の如く五個の理由があります

- 一 養親となるべき者が未成年者なる時
- 二 尊屬又は年長者の者は養子となすを得ず
- 三 男子の相續人がありて男子を養子とするを得ず
- 四 後見人は被後見人を養子とするを得ず
- 五 配偶者あらば其配偶者と共にすべし例せば養父は甲を養母は乙を養子にするが如きは法律は許

つて罰金に處するも  
懲役に處するも裁  
判官の見込み次第  
決して不公平偏頗と  
ばかりと言へません  
八少年は幾歳まで  
法律の制裁  
を免かれます  
「子供同士の  
喧嘩」  
答 今年満十四歳の

さぬ

第三節 遺言の養子縁組は効力ありや

遺言にて養子を定め得るも此場合は遺言執行者養子となるべき者又は其養子に代りて縁組を承諾したる父母及び成年の證人二人以上を具備し遅滞なく届出をなして効力を生じます

第四節 養子を離縁する事を得るや

一旦他家に入り養子となるも双方の示談協議の上何時でも離縁は能るも其養子の年齢十五才未滿なれば養親と養子に代りて縁組の承諾をなす權利者即ち養



少年が子供同志の喧嘩をして相手の頭に傷をつけ二週間以上の療治を受けるほどの大怪我ですが目下警察へ拉れてゆかれましたが子供の事ですから罪がありませんか

其鑑定

罪があります、何と

なれば舊刑法時代なら十四歳では罪責は免れたものだ、即ち明治十三年法律第三十六號の布告は十五歳では未だ罪責を負はせず十六歳からを以て罰しましたけれども新刑法は満十四歳を罪責年限としてあります

子の實父母又は養子の後見人又は親族會の同意が要ります(民法八百六十二條)  
若し此場合と反對に實家より養家に對して養子離縁を請求し養家が應ぜざる時は裁判に訴へるの外なく又訴訟の理由は一も左の條項に該當せざれば不可能です

- 一 他の方より虐待又は重大の侮辱を受けし時
- 二 他の方より悪意を以て遺棄せられたる時
- 三 養親の直系尊屬より虐待又は重大の侮辱受けし時

- 四 他の方即ち養父又は養子が一年以上の重禁錮に處せられし時
- 五 養子が家名を瀆し又は家産を傾くべき重大の過失ありし時
- 六 養子の行衛不明三年以上生死知れざる時
- 七 養子が逃亡し三年以上復歸せざる時
- 八 他の方が自己の直系尊屬に對し虐待又は重大なる侮辱を蒙りし時
- 九 婿養子縁組の場合に於て離縁ありし時又は養子が家女と婚姻せし場合に於て離婚若しくは婚姻の



九飲料水を穢せ

し罪は如何の刑になりませふか

問 私の地方では飲料水が飲乏の土地で唯一の生命と頼んで居ります私所有の井戸の中へ私に怨恨を懐く者が屢々馬糞を投入致しますの

取消しある時

如上の理由ありて出訴せんと欲せば必ず離縁の原因たる事實を知りたる時より一ケ年以内に出訴せねば効力はありませぬ(民法第八百七十條)

第五章 親權後見の權利義務

親權と戸主權と同一に思ふては大なる相違がありません親權は戸主たる時否とに關せざるものにて即ち父又は母に屬して戸主は祖父母等自己の尊屬たるも戸主たるの權利を有して居ります後見人は未成年者の

其鑑定

で實に困り切りますが告訴をしてやらうふと思ひますが如何なる罪がありませふか

法律行為の代理者にて親權を行ふべき未成年者又は親權者あるも財産の管理權を有さざる時即ち親權喪失者なる時又は親權を行ふべき母が財産管理を辭したる時等なり(民法第九百條)

第一節 後見開始と其効力及び資格如何

後見人は一人に限られ其開始は届出終了の後にして其資格は未成年者禁治産者準禁治産者公權剝奪者停止公權者裁判所にて免黜されたる法定代理人又は補佐人破産者被後見人に對し訴訟をなし又は爲したる者及び其配偶者并に直系血屬、行衛の知れざる者其

飲料水を穢すなどは實に由々しき犯罪です若し人命に拘はる事があれば無論重い刑罰がありますか



単に悪戯の目的で馬糞を投入したければ六月以下の懲役  
輕くて五十圓以下の罰金です

十通稱にて證文を差入れた處先方から詐欺だとか申して困らせられま  
すが果して詐欺でせよか

他不正行爲をなす疑ひある者は後見人たるの資格なきものであります

第二節 後見人監督人の資格如何

後見監督人は後見人の職務上なしたる行爲を監督するの資格あるものにて後見人をして不正の行爲をなさしめざるの役です但し後見人の配偶者直系血族又は兄弟姉妹は後見監督人となるの資格なきものとす

第三節 親族會の招集如何

民法其他の法律に依り開くべき必要の事項の起りたる時本人戸主親族後見人後見監督人檢事又は利害關

問題ばかりでは充分なる要領を得ませぬが單に惡意なく如何なる證文が知れぬが假りに金銭借用證にしる契約證にしる本名を記さず通稱を用いたとするだけでは罪となりませぬ何となれば貴下の本名が假りに甲山甲太郎であるのに通稱

係人の請求に應じ裁判所が招集の決定を與へたる後ち親族會招集の効力が生るのです勝手に親族の寄合は無効です

第四節 扶養の義務とは如何

扶養の義務とは戸主は家族を扶養するの義務あれど夫婦は互に扶養の義務あり其他直系血族及び兄弟姉妹は互ひに扶養の義務を負ひ而して親族が此扶養を得んとする時は必ず自己の資産又は勞務に依りて生活を爲す能はざるか將た又自己の資産によりて教育を受くる事能はざる時に存在し又兄弟姉妹間にも扶



が乙川乙治郎であるの故を以て証文に乙川乙治郎としたとするも先方を害する意志なく其証文の表示の事柄を乙川乙治郎が認めそれを履行しさへすれば詐欺などは構成せぬ

十一 寡婦にして戸主たる女の

他家へ嫁入せんとする事件

問 私に数年間寡婦となり而して戸主でありますが此度都合上戸主を止め他家へ嫁入をしたいと思ひますが目的を遇げられませうか

其鑑定

養は互に其義務あれど單に兄弟姉妹の間に多數の子を有し生活困難なるの故を以て扶養の義務を強ゆることを得ざるなり(民法第九百五十四條)

第五章 相續

死後又は隠居によりて受継ぐべきを家督相續此他遺産相談あり家督相續は死後の財産を受継ぐのみならず戸主権をも併せて受継ぐものなり

第一節 家督相續の享受とは如何

家督相續は前述の如く前戸主の死亡隠居の外には國

籍の喪失戸主が婚姻取消に依り其家を去りたる時戸主が養子縁組に因り其家を去りたる時女戸主が入夫婚姻をなしたる時入夫が離婚を爲したる時に生る法定推定家督相續人が當然享受すべき権利であります

第二節 法定推家督相續人とは何か

法定推定家督相續人は左の順位に従ひて推定されま

す

- 一 子と孫ならば子を先にす兄弟の中で兄が子を遺して死したる場合は兄の子(言ふまでもなく自己の嫡出子なき時)



貴女の家が本家であ  
れば家督相續人を  
定め相續人の承諾  
を得て自分は隠居し  
た上でなければ他家  
に入る事は出来ませ  
ぬが分家戸主である  
ならば廢家が能きま  
す併し貴女が戸主と  
なつた原因が亡夫の  
相續であつたならば  
其家を廢する事はす

二

男と女の兩兒あり譬へ女は長なりとも男子を以て相續せしむ

三

親等の同き男又は女の間において嫡出子を先に出すに權利あり

四

庶子と私生子にありては庶子を先にし又嫡出子庶子が女なりとも私生子は年長の男なれども相續の權利は嫡出庶子に對抗するの權利なし  
前四項の事項につき例へば兄弟の間は兄を先にし姉妹の間なれば姉を先にす

五

十六ヶ敷い

十二離婚後九ヶ

月に至り出生  
兒の件の紛紜

問 私は某女と結婚  
同樓約二ヶ年にな  
りましたが同樓中  
は妊娠せし容子はな  
く双方協講の上或る  
事情のため離婚を致  
したは九ヶ月程以前

六

嫡出庶子の男子あれば男子を養子とする能はざるは前述する如くであるが假りに女子であつて他に私生子の男子ありとも男子の養子を縁組なし能ふ（これは私生子は嫡出庶子があれば法定上絶対に相續權がないためです）

第三節 法定推定相續人廢除の場合

被相續人及び其尊族に對し法定推定相續人が重大の侮辱若くは虐待なしたる時（二）疾病其他身體又は精神の異狀等に依り到底家督を續承せしめ得る能力を欠く時又は家名に汚辱を及ぼすべき罪に因て處刑せ



でありました然るに  
此度突然私に對  
して男子出生せり  
依つて其兒は私の胤  
なれば引取り呉れよ  
と掛合來ましたが私  
は既に離婚後九ヶ月  
にあつて今更ら其様  
を要求に應ずるは好  
みませんが某友人は  
それは不可んものじや  
引取るべき義務あり

られし場合若くは浪費者として準禁治産の宣告を受  
け改悛の望みなき者等は裁判所の許可を得て廢除す  
る事ができる

第四節 選定相続人とは何

民法九百八十二條に法定又は指定の家督相続人なき  
場合は親族會を開き親族中より家督相続人を擇ぶ之  
を選定相続人と稱す但し此場合は其家に被相続人の  
父母あらざる時又は父が其意思を表示する能はざる  
時は母、父母共にあらざる時又は父母共に其意志を  
表示し能はざる時に限る、而して選定されべく資格

と云ひますが果して  
義務が法律上ある  
ものでせふか

其鑑定

あります、貴下の某  
友人のお説の如く貴  
下は其出生兒に對  
して故なく其責任を  
免るゝ事は許しま  
せん即ち民法第八百  
二十條に

ある者は左の如し

- 一 配偶者但し家附の娘
- 二 兄弟
- 三 姉妹
- 四 第一に該當せざる配偶者
- 五 兄弟姉妹の直系卑屬

第五節 遺産相続とは何か

家族が死亡して其遺産を相続するものにして戸主の  
死亡に因れる遺産相続なるものなし（民法九百九十  
二條）

第六節 遺産相続分割とは何か

遺産を相続すべき者數人ある場合譬へば一萬圓の遺  
産ある相続をするに嫡出子の兄弟二人ある時は各折



「婚姻成立の日より二百日婚姻の解消若しくは取消の日より三百日内に生れたる子は婚姻中に懐胎したる者と推定す」とありますから、貴下の妻は譬へ九ヶ月以前に離婚せられたとしても未だ三百日を超過して居りませ

半に五千圓づゝ分配するも等差ある相續ならば被相續人の權利義務の承繼も亦た等差を生ずること民法第一千〇〇三條の規定の如くです  
【注意】 相續に於ける民法規定の一斑は記しました  
が相續に單純承認と限定承認の二區別あります  
之は知つて置くべき必要がありますから左に記します  
單純承認とは前戸主の權利義務一切を相續人が引受くる譬へば五千圓の財産で一萬圓の債務をも自己が支拂ふ義務があります

んから無論貴下の胤として貴下が其出生子に對する諸般の責任はあります  
十三胎子の胤が不分明事件  
問 私は六ヶ月程跡に某女を嫁りました然るに今度妊娠六ヶ月以上と分りましたが其胎兒が私の胤

限定承認は民法千二十六條の規定に依り三ヶ月以内に財産目録を調製して此調製目録に限定承認の申立書を添へて裁判所に限定承認を爲すことの申出をなすし然る後五日以内に一切の相續債權者及び遺贈を受くべき者に對し自己が限定承認をなしたる事と二ヶ月以上の期間を定めて其期間内に債權及び遺贈請求の申出を爲すべき公告する事を要します(民法千二十九條)

第六章 遺言



ではあるまいと思ひますが若し其胎兒が出生した上私に疑はしい廉があつたら其子の嫡出子たるを否定ある事ができませふか

其鑑定

民法 第百二十條に婚姻成立の日より二百日の後に於け

遺言とは人が生存中其死後の事を實行すべく意思の表示にして死後にあらざれば効力を生せず而して死後發生の効力なれば遺言の方式は明確嚴正ならざるべからずと民法に規定してある

第二節

遺言の効力は如何にして生ずるや遺言の効力は法定の完全なる方式履行をするに因つて遺言者の死後効力を發す其方式とは

- 一 自筆證書
- 二 公正證書
- 三 秘密證書

の三種があります 自筆證書とは遺言の全文日附氏名を自書し捺印する

る子は夫の子と推定すとのあります同法 第百二十一條に民法 第七百六十七條第一項に違背して婚姻したる者において其出生子の父が何人であるや疑はしい場合ある時は裁判所は之を審理の上にて定め

注意 民法 第八百

を要す

公正證書は公正役場に於て公證人が規則に従ひて其遺言の意思表示を筆記し之を讀聞せ署名捺印せしむ

秘密證書とは遺言者が自筆にて遺言全文を記載せず單に署名捺印するのであります

第二節

の効力

言語を發し能はざる者の秘密證書の効力 遺言者が公證人及び證人の面前に於て此證書は自己の遺言書なる旨並に其筆者の氏名住所を封紙に自署



二十一條中にある同法第七百六十七條第一項の規定とは女は縦へ結婚する事となつても六ヶ月を経過せぬ中は再婚する事は許されぬのでありますから貴下の妻が貴下へ嫁ぐ前を調ぶる要があります

十四無意識に墮

して遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授するに代へるものです

第三節 遺言の證人立會人となるべき無資格者とは何か

遺言の證人及び立會人となるを許されざる人々は左の如く法律が規定されて居る

- 一 未成年者
- 二 禁治産及び準禁治産者
- 三 公權剥夺者又は公權停止者
- 四 遺言者の配偶者
- 五 推定相続人受遺者及び其配偶者並に直系血族
- 六 公證人と家を同くする者及び公證人の直系血族

族並に筆生雇人(民法千七十四條)

第四節 遺言執行と手續方法は如何

遺言書を保管する者は遺言書を裁判所に提出し法官の確認を経て遺言の執行をなす若し遺言書の裁判提出を怠り其確認を受けず遺言を執行したる者は二百圓以上の罰金に處せらるゝなり (民法千百六條同千百〇七條)

第七章 物權債權

物權とは占有權所有權先取特權質權抵當權等に於け

胎したる罪は如何

問 私は某人と通じ妊娠の身となりましてたので其某人は冷酷にも私には安産の薬なりと詐り或る薬物を飲ませました其薬は何が計らん恐るべき墮胎薬でありましたよめ遂う



送う私は妊娠四ヶ月  
で胎児は流産してしま  
いましたが其後私の  
身体は兎角異常があ  
つて如何にも其男が  
憎いですが若し訴へ  
たら私も罪せられる  
でありませふか

其鑑定

なるほどあなたさんねん  
成程貴女は残念でせ  
ふ如何にも其男は

る民法第二編の規定で債権とは債権の効力契約貸借  
等に關する諸般の法律的行爲を民法第三編に規定せ  
られたものであります

第一節 法律上貸借の三名稱

法律の上からは貸借の種類を三種の區別を附します

- 一 消費貸借
- 二 使用貸借
- 三 貸貸借

消費貸借とは借り受けたる物と同一種類の品等及び  
數量を返却すべき契約あるを云ひ例へば一等白米五  
升借りたらば同一等白米五升を返却すの類なれば借  
りたる品物と劣りたる物を返還するを許されぬので

冷酷です憎むべく厭  
ふべき奴です、貴女  
は決して刑法上何  
等の制裁はありませ  
んから早く告訴を其  
地の司法警察官へ  
若くは検事局へな  
さい、貴女の御安心  
のゆく様に、墮胎に  
關する刑の適用を  
話ませふ

刑法第二百十二

金錢の貸借の如きも此消費貸借中に屬して居ります  
使用貸借とは懇志上の間に於ける器物の貸借にて利  
子又は損料等は授受せざるを謂ふなり  
貸貸借とは家賃を出して家屋を借り小作料を支拂ひ  
て田地を耕し又は蒲團を損料にて借りて使用するな  
ぞは之れみな貸貸借であります

第二節 期限の利益は何人に屬するや

抑も期限と云ふことを債権者と債権者間に設定する  
にて其目的多くは債務者の都合の爲めであるが寄託  
契約に於ける期限の如きは債権者の爲めに設けたも



條に、墮胎した婦  
女は一年以下の懲  
役とあるは之は婦  
女が自ら承知で自  
分一人で墮胎の方  
法を持つて罪を犯  
した場合で貴女の  
如きは決して罪と  
はならぬ婦女から  
依頼されて婦女を  
墮胎せしめた者は  
二年以下の懲役

ので時としては債權債務兩者の中孰れの利益のため  
設けられしやを判別に苦む事があるが恣る場合は法  
律上の効力は債務者の利益の爲めと推定せられます

第三節 普通貸借の年限

普通貸借の年限は二十ヶ年を超ゆることを得ずと  
ありますが若し法規に反する長き期限を定めたりと  
せば一旦二十ヶ年に短縮し更らに其期間内に二十ヶ  
年の更新契約を結ぶことは出来ませんが前後通じて四  
十ヶ年を超ゆることを許しませぬ (民法第六百〇四  
條) 併し左の如き部類の貸借期間は左の順序の如

若しも其墮胎せし  
女が死去したり疾  
病に致らしめたら  
三ヶ月以上五年  
以下の懲役、猶此  
上詳しく知りたけ  
ば此書の下欄刑  
法の部を調べて見  
るがよろしい

十五重婚罪は如  
何にして成立

く違ひます

一 樹木の栽植又は伐株を目的とする山林の貸借

(十年)

二 其他の土地の貸借 (五年)

三 建物の貸借 (三年)

四 動産の貸借 (八ヶ月)

此期間も亦た更新する事が出来ませんが其期間満了前  
土地に付ては一ヶ年建物に付ては三ヶ月動産に付て  
は一ヶ月内に其更新を爲すことを要します

第四節 期限を定めざる貸借物の返還請求



するや

問 私の夫は養子  
雙で立派に入籍も致  
し且つ私の父死亡後  
は家督も相續し數千  
圓の財産が自分の自  
由にふる處から勝手  
に費ひ棄て決果昨年  
の春無斷家出をいた  
し久しく行衛不明で  
賊に〇も困り切つ

返還の期日を約束せざる賃借物は賃借人より何時に  
ても其返戻の請求を受けし時は即時返還の義務あり  
やと云ふに法律は左の期間内に返戻すれば可として  
あります

- 一 土地に付ては一ケ年
- 二 建物に付ては三ヶ月
- 三 貸席及び動産に付ては一日

但し收穫季節ある土地の賃貸借に付ては其季節後  
次ぎの耕作に着手する前に契約解除の申入を要す

第五節 悪借家人の好手段を防ぐ家主の權

て居りました處今度  
或人の報告によると  
夫は横濱の或資産  
家へ獨身者ありと  
詐り开處の財産を  
目的に入籍の手續を  
そ致しませんが養  
子として入込み盛大  
なる結婚式を擧げ  
現に其家のお聲様然  
として居る爾ですが  
重婚罪と云ふ法律

利保全

借家人が契約の賃借料金を滞納して家主に迷惑を掛  
け明渡の請求を防ぐ好手段として家主に何等の交渉  
もせず承諾なくして其賃借物を他に轉貸し自己に對  
する明渡の執行を免れ彼これと明渡の期日を遷延せ  
しめ家主に損害を蒙らしめる奴が大分あるが元より  
法律は賃借人が勝手に轉貸したりと雖何等の効力も  
なく取消されるが甲から乙、乙から丙、丙より丁と  
際限なく同一手段を繰返へされては頗る面倒である  
から賃料滞納金請求をして動産物の假差押を行ふか



には觸れて居りませ  
か

其鑑定

重婚罪の成立に配  
偶者ある者が重れて  
婚姻をなしたる者は  
刑法第百八十四條  
に二年以下の懲役に  
處すとあります。が果  
して重婚罪と断定  
されるのは餘程六ヶ

又は假處分の申請をして迅速に明渡しの手續を執る  
のが一番です。但し明渡假處分の申請には貸貨物に對  
する價格に因りて相當の供託金が要ります。

第六節 家賃滞納の請求と家屋明渡の手續

家賃滞納の請求とは別段六ヶ敷ことはない通常の貸  
金請求と同じ様に支拂命令の申請をして借家人に異  
議さへなくば假執行の宣言がありますから愈々賃借  
人が支拂はねば執達更の手を煩はして其財産を競賣  
せしめるより他ないのです。開して明渡の普通手續は  
執達更の手を経て從來の貸賃借契約を取消し且つ何

敷いですが貴女の提  
出された如き問題  
は立派な重婚罪が  
成立して居ります。  
何となれば自己が正  
當なる貴女と云ふ配  
偶者あるにも拘はら  
ず獨身者なりと詐  
り媒介人を入れ他家  
へ嫁入し公然婚姻  
の宴席を張りしが如  
きは動かすべからざ

日間までに其家屋を引拂ひ明渡すべき旨の催告狀を  
發し置くべし。

第七節 家財道具を擔保としたる効力

動産は債權者が占有に依つて其權利を確保すとあり  
ます。然らば擔保としては家財道具は其權利の微弱と  
云はんよりは寧ろ無いのであります。

第八節 貸與せし物件を轉貸せられたる時

は如何にせば可なるや  
衣類なり物品なりを甲者に貸與したるに甲は乙に自  
儘に轉貸したる場合は甲が惡意を挾みての所業なり



る重婚罪犯人です  
併し男は女と違ひ  
婚姻ではない入嫁で  
はふい情婦の家に同  
居して居たのでは重  
婚罪は成立しません  
注意 重婚の相手方  
が配偶者あるを知  
りて重婚せし時は共  
に罰せられます

十六離婚の後ち

と判明せざる限りは刑事上の問題は生りませぬが其  
所有権ある貸主は直に其品の返還を求め汚損があれ  
ば賠償せしめるの権利はあります

第八章 占有

占有とは人が財物を所持する状態を云ふのです例へ  
ば所有者が財物を所持し借家人が家屋内に住居し借  
地人が地所山林を占領し又は商家の手代番頭等が主  
人の商品を所持するが如きは皆な占有であります

第一節 善意の占有と悪意の占有

妻の所有物請求事件

問 私に凡そ數百圓  
の價格ある衣服手道  
具等を持参の上某家  
へ嫁入いたしました  
處其夫たる人は  
放蕩無頼の人間で  
私の所有品を片  
端より買入致し又  
は賣拂ひ且つ未の見

善意の占有と悪意の占有とを區別するは例へば甲な  
る者乙より一の物品を買受けたりとせんに其物品は  
乙が丙なる人より竊盜したる物品なりし時は甲は丙  
なる人の請求に應じ買受けたる手續の如何により其  
物品を渡さざるを得ざれども之れは悪意の占有では  
ない贖品と知らずして買受けたのであるから立派に  
法律上は善意の占有者と見做されて居ります若し  
盗品なりと知りて買求めずしも聊かにも疑ふべき  
節あるを知りつゝ買受けしと判明せば之れ悪意の占  
有者にして法律規定に従ひ相當の制裁あるべし



込が毫もありませんので漸く離縁をして貰ひました元より離縁の當時は何一品もありません又返還して呉れと申しても其當時は夫は無一物の人間で論求しても埒が明かぬと諦らめて實家へ戻りましたが其後夫は他より妻を迎へて財産が出来

第二節 善意の占有者に對し其物品が不正なりし時の請求權

盗品又は遺失物等に因れる不正品と知らず的當なる方式に従ひ買取りたる善意の占有者に對して其物品の被害者又は遺失主が無償にて請求するの權利ありやと云ふに左の如き場合は斷然善意の占有者に其代價を支拂ひ承諾を経るに非ざれば取戻す事は不可能です

- 一 物品を競賣に依り競落して買受けたる場合
- 二 公の市場にて買取りたる時

て今では五百や六百の金を返し得る身代ですが請求したら先に費消したる私の所有物に對する賠償が立ちませふか

其鑑定

同情に値ひする質問と慎重なる鑑定をいたしましたが満足せしめ且つ安心せしめ

三 其物と同種の物を販賣する商人より買取りたる時

前記三ヶ條の手續を踏みたる時は返還するの責任なけれど時計屋にあらざる古着屋より時計を買ひ古着屋にあらざる時計屋より古着を買求め又は全然商人にあらざる者より物品を買受けたる場合は縦ひ善意の占有でも被害者の請求に應じ無償にて品物を返戻するの義務があります併し賣渡人に對しては善意占有者は損害賠償せしめるだけの權利は喪失はしませぬ



得る事が些度覺束な  
い様に思ひます何と  
なれば貴女の請求は  
若し訴訟の上とあつ  
て先方が飽まで不徳  
義の奴ですから必ず  
ツイツレと應じふ  
事は火を見るより明  
らかです最も日本民  
法の規定中大婦財産  
制と云ふものがあり  
ますがそれは恣云ふ

第三節 時効とは何なるや

刑法の時効は期滿免除と稱し罪を犯したる者も法定  
の年限が過ぎてから逮捕されたのでは法律は其罪に  
對し刑罰を科する事は能きず民法にも時効がありま  
す事柄によりて長短は無論あります即ち年月の経過  
により權利ある者が權利を喪失ひ權利なき者が權利  
を得る事がある例へば貸金がありても法定の期間内  
に請求せざれば裁判へ訴へて要求するの權利がなく  
又他人の物にても三十ヶ年以上自分の物にする意思  
で所持し其期間内に何人も返還請求若くは所有主の

場合に適用され有効  
となるので御参考ま  
でに左に説明しませ  
ふ  
夫は一家の日常費は  
一切負擔するの義務  
責任があります併し  
夫婦は互に扶養の  
義務ありと法律の制  
定があります故に若  
し夫たる人が何か理  
由ありて日常費を稼

現れぬ時は時効の効力に依り自分の物になる一を消  
滅時効と云ひ一を取得時効と稱へます

【注意】時効を防ぐには時効中斷と云ふ法律があり

ます時効の経過せぬ中に請求さへして置けば例へ  
九年を経過して居たりとても更らに其請求ありし  
日より十ヶ年の期間は權利は保ていますから左に  
時効の期間を摘録いたします

- 一 債權又は所有權に非ざる財産權二十ヶ年(取得普通)
- 二 定期金の債權は第一回の辨濟期より二十ヶ年間  
行はぬ時は二十年



ぐことが能き時は  
妻とても日常費を負  
擔するの責任が生じ  
て來ます恣るがため  
に夫は妻の財財を勝  
手氣儘に蕩盡費消し  
て差支へないことは  
決してないのだが日  
常費のために消費し  
たと主張されると  
開を打消すには爾で  
さい夫は自己の放蕩

三

一般の債權(普通金錢等を) 十ケ年  
年又は月を以て定期とせる債權五ケ年

此項は利于借家賃、俸給、物品給付等の目的債權

四

醫師產婆藥劑師の治術代、勤務の報酬、調劑料  
又は技師、棟梁、請負人の工事料等三ケ年

五

辯護士、公證人、執達吏に托したる書類五ケ年  
辯護士の日常辯護料公證人執達吏の債權二ケ年

六

生産者(紡績、酒造) 卸賣商人小賣商人等の賣掛  
代金二ケ年

七

居職人又は製造人等の仕事代金生徒習業者の教

の目的を以て不承諾  
なる妻の財財を消費  
したと云ふ確たる反  
證を擧げることが  
出來れば可が恐らく  
はそれは難くありま  
す

十七 贖物の返還

請求事件

問 僕は盗日賊の  
ために盗まれた銀剛

十

育衣食及び止宿の代料等二ケ年

毎月若くは之より短き時期を以て定めし雇人の  
給料又は勞力日傭人藝人の賃金若くは其等に供  
給したる物の代價、運送賃、旅店料理店貸席遊  
戯場芝居寄席、飲食料、席料、木戸錢、消費物  
の代價并に立替金、動産物の損料、書籍の損料  
代等一ケ年

第四節 他人の物を占有して我所有物と完

全になるは幾十年なるや

此項は前章取得時効に説明しあれば畧す



國中時計が或る時計屋の古物の陳列函に陳列し、ありましたのを発見しましたから占たりと斗りて直に僕は其時計屋へとび込んで主人に對し此時計はこれの品物故無償で返へせば好し然らば警察署へ告訴をすと談判を持ち掛けたが

第九章 相隣地利害關係

相隣地利害關係とは自己の所有地に隣れる他の所有地より來るべき利害を指す例へば隣地に高き建築物を築かれしたため日光を遮ぎられ迷惑を感ずるとか水が流れ來りて損害あるとか一方は之に反して高き建築物をなせしめたため或は隣地に水を流すがため便益なりと云ふが如き一は利一は害ある際に互の權利を明示したる法律を云ふのである

第一節 所有地内に隣地より流れ來る水害

主人は一向平氣で此時計は成程盗まれた品かは知らぬが私は正當なる古時計の賣買をする市場で相當代價たる八十圓を支拂ひ仕入を致した品なれば貴下が私の仕入をしたる八十圓さへ辨償して呉たらば兎に角斷じて無償で返す能はずと主張

事件

隣地に池沼泉水ありて其疏水の悪しきがため餘り水が我地内に汎溢れ來るとか若くは隣地に飛瀑噴水等ありて水滴の飛び來り迷惑を感ずる場合は天然に依れるか人工に依りて來れるかを區別せねばならぬのである何となれば雨水泉水飛瀑の如き天然物にして自然に流れ來る水は譬へ隣地は迷惑なりと雖之を拒み塞ぐ事を得ざるなり其理を如何にとらば若し之を拒み塞がるゝ場合は其在所地の地主は水の涉け場なき爲め迷惑を蒙るべし何れにしても迷惑の免れぬ



しますが訴訟を提起  
しやうと思ひますが  
大丈夫其品物は僕  
の手許に戻りませう  
ね

其鑑定

不可ません訴訟など  
すると訴訟費用を損  
を致しますぞ何故な  
れば法律上其時  
計屋には無償返還

場合は水の自然に任するのが法律の原則である (民  
法第二百十四條)

第二節 隣地の建築物が我に害ある場合

隣地の建物のため我所有地内へ雨水の注瀉甚しく  
頗る迷惑を及ぼす時は其防禦工事を隣地建物所有者  
になさしむるの権利あり開は民法第二百十八條に土  
地の所有者は直に雨水を隣地に注瀉せしむべき屋根  
又は工作物を設くる事を得ずとあります

第三節 隣地と自己所有の經界

二個の土地間に溝渠、牆壁、棒抗、樹石等なき經界

の義務はないです、  
其法律上の理由は  
公の市場で相當の  
代價で其向の人が商  
品として買ったのだ  
からです故に貴下は  
其時計が欲くば其人  
に其代價だけは償は  
ねばなりませんぞ

十八藝妓の自由

廢業の件

線は相互に所有地域を明示するに苦むを以て自然後  
日の論争を惹起する事あり依つて甲乙孰れの所有者  
よりも經界設定する事が出來ます若し甲の所有者が  
經界を付するのを拒むことあるも乙の所有者は甲の  
承諾を要せず經界線を明示する事が能る (民法第二  
百二十三條) 但經界を設くべき費用は經界は相方の  
利益を受くるが故に互ひに平分して負擔すべきであ  
ります併し測量費用は所有土地の廣狹に依つて比例  
して負擔すべきです (民法第二百二十四條)

第四節 隣地から我土地内に入込む竹木の



問 前借金五百圓にて丸抱への約束で三年跡藝妓になつたのですが、随分稼ぎましたけれど丸抱の事故何う瞞着されたか少しも借金は減りませぬ、到底藝妓を稼いで居ては末の見込もなく近來滅切身體が衰弱して稼業をするのが困難ですか

枝根は之を剪除するの權能ありや  
甲地の竹木が經界線を潜りて乙地内に其枝若くは根が伸延し來る時は其根は乙地の所有者隨意に剪除するの權あれど枝葉若くは果實は必ず隣人に掛合ひ而して隣人の手を以て剪除を命じ若し隣人命に従はざる時は區裁判所に訴へ然る後剪除するものとす(民法第二百三十二條)

第五節 隣地界に建物を築に幾干の距離を要するや

隣地と隣地間の界を接するに法律は双方最少尺を一

ら借金は別に返済の方法がありません故藝妓を廣業したいと存じますか主人の抱主が承知をいたしませぬが何とか廢業致す工風はありますまいか

其鑑定

廢業の理由たる末の見込のないのと身體

尺五寸宛としそれ以下は許しませぬ(民法第二百三十四條)

【注意】これは距離の事ではないが若し我に近き處に隣家の窓ありて我地内を瞰下し得る場合はそれが三尺未満の距離内ならば隣人に命じ目隠しを附させるの權利はあります併し窓を塞がし又は除かせるだけの權利はないのです(民法第三百三十五條)

井戸下水溜肥料溜は六尺以上の隣地との境界を距るゝを要す



が衰弱して營業に耐へぬと云ふのかれ未の見込のないのは始から判り切つて居ますそれだけで自由療業の理由は些度虫が好過る様じやが身體が衰弱營業に耐へぬのなら仕方がない幾干抱主でも法律は金錢の威方で人の身體を束縛するは決して

第十章 永小作權と地上權

永小作とは從來の習慣に基ける一定の小作料を支拂ひ他人所有の田畑耕地を借り米穀蔬菜綿茶其他の植物を耕作し又は他人所有の牧場に牛馬豕羊を放飼する等は永小作と稱へ林業は永小作にはあらず(民法第二百七十二條)他人の所有地の上に家屋牆壁其他の建築物又は竹木を所有する者は其物の存在する土地を使用する之れ即ち地上權と云ふ(民法第二百六十五條)

て許さぬのだから畢竟するに借金義務と藝妓營業とは全然別個問題となるから療業したくば自時でも自身警察署へ出頭して手續をなさい但し抱主が苦情を言ふて外出を拒む(そんな筈はあるまいが若しも)事があつて自身出頭が

第一節 永小作人は土地を變更し能ふや

永小作人は借地の上に變更せんと欲するも一時的にして永久の變更は許されぬ例へば池や沼を埋め田畑とするが如きは容易く舊形に復する事が出来るも水田を變じて畑となし牧場を變じて畑となすが如きは舊形に復するは容易ならざるを以て前者は許すも後者は許さざるなり(民法第二百七十一條)

第二節 不作收穫なき理由の下に小作料の

減額又は免除を請求するの權利ありや



能れば書面の郵送でも警察署に受理する  
注意するが萬々一  
抱主が壓制に亂暴  
の行爲をしならそれ  
こそ刑法上の犯罪  
人です  
但し貴女借金は返  
還さればならんぜ若  
し返鑑さぬと大抵藝  
妓の借用證文は公  
正證書だから突然

天災地異の爲め凶年なるときと雖小作人は小作料の  
免除は勿論軽減せしむることの權利なく又三年以上  
不作にて全く收益なく地主に拂ふべき小作料よりも  
收穫少きと雖軽減免除の請求權なし然れども何年  
間は決して小作地を返戻せずと約束しあるも其契約  
を解除し永小作權を抛棄する事は能ます（民法二百  
七十四條同二百七十五條）

第三節 地上權と賃貸借の差異如何

建物の所有者は土地の所有者に對し毎月一定の借地  
料を支拂ふを以て賃貸借の如き觀あるも民法は地上

親許や保證債務者の  
財産は強制執行に  
依つて差押へられ義  
務を果さぬと七口間  
に其財産は競賣され  
ます

十九 相續權喪失  
の事件

問 私の家は有體動  
産や不動産を合する  
さ二萬圓近くありま

權を賃貸借と見做さぬから、借地證書に何時にても  
立退き申候と借地人より差入れさせあるも貸主は實  
際に於て何時にても借地人を立退かしむる權利あり  
やと云ふに決してないのであることは大審院の判決  
例が立派に證據だてゝ居ります

【注意】 地上權の取得は法律の規定に従ひ登記を要

します而して貸主又は地上權者の請求を裁判所は  
容て土地作物竹木の種類狀況其他地上權成立當時  
の事情を斟酌し二十ヶ年以上五十ヶ年以下の範圍  
内に於いて取拂ひ又は立退を命ずる事があります



す實は私に其家の長男で無論法定の相続人であるのでしたが今から八年以前家庭に面白からぬ事が生じて無断家出をした限り今日まで音信不通に生活して居て突然朝鮮から歸京して見ると私の家は弟にあたる庶子の某が立派に家督を相続

(民法二百六十八條二項)

第十一章 先取特權

先取特權とは爰に破産者ありて破産財團若くは強制執行に因る競賣得金執達吏の手許に保管され居る場合に米屋酒屋呉服屋疊屋大工左官金貸等凡て破産者被競賣者に金錢の貸付けある者は皆我こそ債權者なりと稱して其分配を請求する場合は概して債權額の全部は仕拂を受得ざるは通例である併し債務者の所有物件を賣拂ひたる總計の金額が凡ての請求債權額

し父は既に死亡し母は生存して居ます尤も母とは言へ實其は父の妾で後妻に直つたものです私には無論繼母ですが何とかなりませんまいか

其鑑定

質問の要點は判りましたがモソツト詳密なる事實を伺はずに

に相當し若くは餘りあれば云ふまでもなく正當の請求額は全部領收され得るも事實上斯如きは萬が稀である大抵千圓の債權に對し賣拂ひたる債務者に屬すべき金額が五百圓乃至百圓甚しきは其以下の事もある斯如き場合は誰しも我こそ餘分に分配を望むであらふそれ故に法律は債權の種類即ち貸金の性質を區分して先取特權と稱する規定がありて例せば分産者の賣拂ひたる動産物の金が假りに百圓で之れに對する債權者の請求金額が四百圓ありとせんか之を平等に分配せば各自は四分の三宛損害とあるも先取特



は輕率なる鑑定は下  
せませんが、貴下も  
質問の工合では多少  
法律はお判りの様じ  
やが、貴下は長男で  
あれば法定推定相  
續人として父が隱居  
するが死亡するかす  
れば譬へ貴下が不在  
であつたればとて他  
の何人たりとも貴下  
の相續權は侵す事

は出来る筈はない理  
由なくして庶子たる  
貴下の舍弟が家督相  
續を許されべき筈は  
ない恐らくは君の不  
在中生死不明行衛知  
れず等の理由の下に  
裁判所へ訴へられ  
たのです  
二十失踪者は再  
び世の中へ出  
られぬか

權ある人七十圓の請求額あれば損失することなく全  
部の請求額を領收する事が能るが残りの三十圓を殘  
れる人々が分配せねばならぬのであります。  
但し同一事件にて數人の優先權(先取特權)者あり  
とせば按分比例に依りて分配す  
第一節 先取特權は如何にして得らるゝや  
民法第三百〇六條第三百一一條第三百二十五條等に  
依つて先取特權を與へ優先の利益あるは左の十二項  
に限る  
一 共益費用 他の債權者の爲め利益を計たる共同

- 二 費用
- 三 葬式費用 之れは債務者の葬式に貸與せし債權
- 四 日用品供給 米味噌醬油等の賣掛代金
- 五 雇人の給料
- 六 不動産の賃貸借 債務者に貸したる家屋田地等  
の賃錢
- 七 旅店の宿泊料 宿屋の主人の有する權利
- 八 旅客又は荷物の運輸 これ等の運送賃
- 九 不動産保存 債務者の不動産の保存費  
不動産の賣買 (物品の賣掛代金にして賣渡したる  
不動産の賣買)



問 然かも知れませ  
ん裁判所へ行たら  
判るでせう若し失踪  
者となつて居たら最  
早相續の権利は回  
收す事は能ませんか

其鑑定

法律上の詳解は下  
の欄内にある如く失  
踪者は法律は一時死  
亡者と見做されて居

十 種苗又は肥料の供給

十一 農工業の勞役を爲したる者の勞力賃

十二 不動産の工事に服したる賃錢

斯如く規定されて此中如上一二三四は債務者の一般  
財産に對する優先権にて五六七十一及び八九の中動  
産に關する債權は動産のみに行はれ八九の中不動  
産に對する債權は不動産の上に行はれ又十二は無  
論不動産の上に行はるゝのであります、但し先取特  
權が互に競位する時は左の如き順位に依る

- 一 共益の費用
- 二 葬式の費用
- 三 雇人の給

料 四 日用品の供給

若し第一第二の債權を引去り第三第四に及ばすべき  
分配の部分残り居らざるも異議の權なし

第二節 質權抵當との差異

質は法律上要物契約の一種にて質物を引渡すことに  
よりて成立し質權は先取特權と同じく他の債權者に  
先だちて辨濟を受くるの權利ありて動産不動産乃至  
權利のみにても質權は成立するも抵當は單に不動産  
に限り質權の如く占有使用する事は能ぬので抵當入  
主に於て占有使用し抵當取主は單に債務不履行の場

るのだが失踪者が  
實際死んだのでなく  
再び社會に現れ  
たさすれば失踪宣告  
の取消の訴訟が出来  
失踪を取消すとの裁  
判確定の上は云ふ  
までもあく相續の權  
利は回收されます  
注意財産上なその  
事ふぞもありませ  
ん能く下の段をお讀



みなさい

二十一 癩癩をす

る法律上の説

明をして貰へ

ませぬか

問 私に長男に對し

て決して憎むのでは

ない勿論私の子で

すから可愛には違ひ

ないが到底私の家

を継がせる事の出来

合其不動産を以て辨済に充つる権利を有するに止り  
其他異なる點を揚ぐれば不動産の質取主は債權の利  
息を取る事を得ざるは通例にて抵當取主は其利息を  
取るは當然にして不動産の質物は十年を超ゆるを許  
さず抵當には年限を定むる事なし

### 第十一章 契約

契約には必ず兩者の意志合致するに依りて成立せし  
めざるべからず若し一方が承諾せざれば無論契約は  
取結ぶことは能ぬのである併し左に説示する如き契

弟は私に舌を捲  
くほどの機敏な性質  
これならばと思ひま  
すが長男は何うして  
も癩癩は出来ませ  
ぬまいか

### 其鑑定

質問の要點は單に長  
男は遲鈍の性質弟は  
鋭敏であるの故を以

約は譬へ双方認諾の上締結するも法律は契約とは認  
めぬのである

### 第一節 法律上無効となるべき契約の種類

人身の賣買又は束縛若しくは肉體に關する事などは無  
論何等の法律上契約の價値なく又法律の規定に背け  
る事柄の契約は凡て權利を行ひ義務を強ゆることは  
能きぬのである

### 第二節 法律上傭人弟子見習等の契約年限

は幾子を限度とするや  
商工業者見習の雇傭年限は十ヶ年が普通の慣習とし



て親の權利で相續權の轉倒をさせたい希望の様子じやがそれは到底不可能だ迎も廢嫡をするには左に揚ぐる事項に該當せれば裁判官は斷じて許可しませぬ

廢嫡許可の事項

一 被相續人に對して虐待を爲し又は重大なる侮辱を

てあるが期間を過ぎて主家を去らんとせば三ヶ月前に其旨を告知するの義務があり而して現今の習慣は五年七年三年と種々隨意の契約期間を定めて居るが要するに契約は身體の束縛を許さぬから譬へ契約期間中と雖止を得ざる都合上解雇即ち契約の解除を要求する場合は食料其他の費用契約證書面に記載せる金額を賠償して何時でも雇傭を解て貰ふことは能る

第三節 期限を定め賣渡した地面を買戻す

手續上の心得

何日買戻する云へる契約期間の定めなき賣渡したる

加へたる時

二 疾病其他身體又は精神の狀況に依り家政を執るに堪へざる可き事

三 家名に汚辱を及ぼすべき罪に依りて刑に處せられたる時

四 消費者として準禁治産宣告を受け改後の望みな

地面なり家屋を買戻すは三年以内にあらざれば効力なく又譬へ期間を定むるも十年を超ゆることを許さず而して當事者間の證文取換せの契約だけでは法律上の効力は微弱であるから若し一方が約束を無視して第三者に賣渡しでもされると第三者に對して之を取戻すの權利がない故に完全なる手續をせねばならませぬ(民法第五百八十一條)

第四節 契約者が違約の場合契約破棄

義務者が契約したる義務を履行せざる時は權利者は相當の期間を定め該契約の履行を執達吏の手を経て



此時  
此外正當の廢墟  
の事由となるべき事  
ある時は被相續人は  
親族會の同意を得  
て其廢除を請求な  
す事を得とあり

二十、隣家から  
來るべき我家  
に對する危険  
の防止請求

催告なさしめたる後猶其期間内に契約を履行をなさ  
ざれば其契約は自然解除されたものとなります

第五節 手附金の賣買契約取消

買主は其手附金を拋棄し契約解除となり又賣主は手  
附金の倍額を買主に支拂へば契約の解除となる (民  
法第五百五十七條)

第六節 新聞廣告と法律上の効力

新聞紙に廣告したる事柄は事柄によりては契約と見  
做さるるも例へば左の如き種類は立派な契約申込で  
ある

問 隣家の主人は没  
理漢の台番の性質  
のため今にも自分の  
家屋が朽ち果て、居  
るため半倒れに傾  
斜て大風が烈しく吹  
き捲れば屹度倒壊し  
ます最も倒壊して  
何等の痛痒を感じぬ  
私なら勿論彼是  
云ふ答はないので實  
は若しも隣家が倒

小生飼養する洋犬何々が行衛不明となりたるによ  
り若し見當りし人は居所御通知又は同人拉れ來ら  
れたく相當の御禮金を御贈呈可仕何の某  
此廣告文を信じ諸々搜索して該犬を發見して廣告主  
の手許へ送り返したるに廣告主は謝金を出さず或は  
押れ行きし人の見込みの十分一にも足らざる謝金な  
りし時は廣告の思召次第より他になきかと云ふに決  
して然らず此種の如き廣告は明らかに契約申込と充  
分見做され無論相當の謝金を支拂ふの義務がありま  
すから其犬の價格に準じて謝金の額も違ひます百圓



すれば接近せる私<sup>わたし</sup>の家はそれがため大なる損害を蒙<sup>かか</sup>りますので其危険の防止を隣家の主人に掛合ひますと俺の家が倒れやうと倒れまいと他人の要らざる關涉だと申<sup>まをす</sup>ので賣言葉に買言葉で私もそれは和郎の家が倒れやうと倒れまいとは成

の犬であるのに五十錢や一圓の謝金なれば不相當であるが百圓價格の犬であるのに五十圓百圓乃至それ以上を要求するが如きは決して相當せざる禮金なれば其要求は立ぬのであります

【注意】 廣告表示に従ひ其履行をなしたる者一時に數人現れし場合例へば行衛不明犬の居所を甲乙丙丁と四人各別々に報じ來りし如き時は數人が同一金高(廣告表示額)を平分に割取し若し甲乙丙丁四人の中にて甲が先着でありしならば甲一人の取得權利があります但し其報酬が金錢にあらすして又

程乃公の關係のないうやうなものだが倒れられては乃公の家も壞れて損がゆくから云ふのだ若し倒れで乃公の家が破損したり人でも傷いたり辨償を即座にするのと云ふ約束をしると突込むと一言の下に莫迦なと加つけました法律上懲る場合

一個を分割する事の能ぬ性質の物でありし時は抽籤にて取得權を定むるものとする

### 第十三章 損害賠償

損害賠償の法律條項の一斑を研究するに當りまづ不法行為より生る損害賠償の範圍の梗概を述る必要がありまます抑も不法行為とは他人の身體を傷け他人の名譽を毀損し他人の財産器物を破毀する等の行為を總稱したる法律上の術語で民法第七百九條より第七百二十四條までに此等の權利義務の規定が設けてあ



危険を豫め防止さ  
せて頂く工風はあり  
ますまいか

其鑑定

實にお話の外です警  
察官吏は其家に對  
して何とも注意若く  
は命令をしませぬ處  
を見ると豊夫一掃り  
の大風で今が今倒壊  
もしないのでせう然

ります而して其行爲が故らに惡意を以て爲したる場  
合と誤つて犯したる場合との區別がありますから故  
に法律は不法行爲を分つて犯罪、準犯罪としてあり  
ます併し民法第七百九條に故意又は過失によりて他  
人の權利を侵害したる者は之れに因りて生じたる損  
害を賠償する責に任ずとしてあります故に不法行爲  
は故意と過失を問はず被害者に對して其損害を賠償  
する義務は免れませぬ

第一節

自己の傭人がなしたる不法行爲は  
賠償の責任主人にありや

し實際其様な危険  
物が貴下の隣家にあ  
るならば貴下は自己  
の占有物保全の訴  
への能き且つ豫め  
倒壊に依つて生ずる  
損害の見積をして危  
険擔保の請求訴訟も  
能きます

陸徴兵規則摘要

兵役の義務

傭人が主人の用に従ひ執務中に生じたる他人に及  
ぼしたる不法の行爲より生ずる損害は主人其責に任  
じ損害の賠償を拒む事を得ず例へば自動車に乗つて  
或は自用腕車に乗じ疾走中制規の速力を出し或は殊  
更らに危険の場所をも運轉手若くは車夫を制止する  
事なく疾走中に人を傷け又は殺したる場合は主人は  
其責を負ふべきも傭人等が荷車を曳きて主人の用命  
を帯び外出するに當り主人は十分荷車の完全不完全  
を検し而して通行上の注意を雇人になして外出せし  
めたり然るに其雇人が相當の注意を拂ひたるにも拘



義務年齢とは帝國臣民たる男子は満十七歳より満四十歳まで兵役に服するの義務あり

但し重罪に處せられたる者は兵役に服するを得ず

常備兵役

常備兵役とは現役に於て陸軍は三箇年海

はらず人を殺傷したる場合は其責め主人になし然れども其傭人が常に不注意者にして且つ常識なき白痴又は危険に際し之を避くるの方法さへなし能はざる者なりし時は主人は其責任は免るゝことは能きぬのである(民法第七百十五條第一項)

第二節

生命を害せられた者の父母又は子

若くは配偶者は財産上の損害なき

も賠償の請求権ありや

悲痛は無形の損害にして金錢を以て遺族を慰むるを法律上に於て之を慰籍金と呼び財産以外の損害とな

軍は四箇年満二十歳に至り検査合格の上之に服す

豫備兵役

陸軍は四ヶ年四ヶ月海軍は三ヶ年現役を了りたる者之に服す

但し陸軍現役歩兵卒及び電信隊に屬する工兵科兵

す即ち父母が殺されし場合は勿論母を喪ひたる父母夫を喪ひし妻の如きは若し其殺されし者より扶養を受け居たる時は扶養者なきに至る理由の下に慰籍金の外に財産上の損害賠償の請求をもなし能ます(民法第七百十一條)

第三節

汽車電車等にて殺傷せられし時の

賠償要求

汽車は普通人の往來を禁じてある線路上の轢殺轢傷である損害要求の権利ある事を明示せねばならぬが電車自動車の如きは殊更らに被害者が求めて危険を



本にして勤務を習したる者は當分の内服務二年の終りに於て歸休せしむ然れども同時に戦時又は事變の際其他軍上必要ある場合には之れに拘はらず在營の期間を短縮し又は所要の人員を限り歸休せしめざる事あり

るべし

後備兵役

後備兵役は陸軍は十箇年海軍は五ヶ年にして常備兵役を了りたる者之に屬す

補充兵役

補充兵役とは陸軍は十二年四ヶ月にて其年に要する處の現役

犯さるる限りは被害者は其危険より免れんとし又運轉手は危険に際して之を防止するの技術ある者として運轉するを許されつゝあるのだから然るに危険に際して防止する能はずして人を殺傷したるのであるから無論被害者の父母配偶者等最も近き親族より被害者の生活程度身分地位家族のそれに因て生活する状態を標準として加害者を使用する主人に對して其責任を問ひ賠償の訴へを起すの權利あるは第一節に説く如く主人(例へば電氣局或は安全に運轉すべき能力ある者として加害者を使用したるが故なり

第四節

他人を陥穽せんとするの目的にて新聞雜誌に惡事醜行を摘發なしたる時の損害賠償事件

他人の信用を害するの目的を以て殊更らに無根捏造の事實を新聞雜誌に掲載し若くは假りに其事實ありとするも摘發せられたるに因り生じたる損害は摘發者に對して相當の賠償請求の權利あり

第五節

類焼したる人火元に對し損害賠償の要求は如何

法律上過誤懈怠に因り他人に損害を加へたる場合は



兵員に超過する者の内所要の人員之れに服す

警備隊

警備隊とは近衛師團編入する者を除き警備隊所在に於ける壯丁は總て之を警備隊に充て其他に於て服役せしめて在警期限は一ヶ年とす

國民兵役

國民兵役は第一第二と區別し後備兵役及び第一補充兵役を終りたる者之に服し常備兵役、後備兵役補充兵役及び第一國民兵役に在らざる者之に服す  
但し各兵役の期限既に満つると雖

當然其責に任すべき規定なれど出火の如き損害の程度重大なれば其損害の要償の方法頗る重大にして其責任を盡さしむる證據の蒐集が餘程困難である

第六節 浴場旅館運送店等が客人から盜難

紛失より生じたる損害賠償

浴客が浴場に衣類を脱ぎ旅客が主人に其財物を託し運送店に荷主が貨物を託す等は明らかに受託者を信じて寄託したるものと認められ寄託物が若し盜難紛失等損害ありたる場合は民法の不法行為によれる過失を以て論じ浴場旅館運送店主に賠償を求むるよりは

商法の規定に準據し要求するを可とす譬へば浴場に物品衣類の紛失に付ては浴場主其責に任せずと廣告文の揭示をなし置くも法律は何等の効なく其責任を免るゝ事は能ざるなり

【注意】

屋根瓦が落ち土藏の壁又は石牆等が墜落し又は家屋が倒壊し或は堤防窵井溝渠等が人を殺傷し損害を及ぼしたる場合は其占有者又は所有者は其損害賠償の責任があります



戦時或は事變に際する時演習或は觀兵の擧あるとき若くは航海中或は外國駐劄中は其期を延す事あり  
適齡届の心得  
二十歳未満にして現役を終へたる者及び現役中の者の外は

第二編 商法係争

第一章 手形小切手

一定の期間及び一定の場所に於て一定の金額を正當の債權者即ち手形の所持人に自ら支拂ひ又は他人をして一定の金額を支拂はしむる事を記載したる證券を手形と稱して裏書又は單純なる讓渡に依つて轉々融通するものにして手形の發行者は商法第四百三十五條の規定に従はねばならぬ而して手形の種類を三種に區別す

- 一 爲替手形
- 二 約束手形
- 三 小切手 (商四)

百三十四條

爲替手形は通例債主より負債主にあて、第三者の某又は其指圖人或は其手形持參人に其手形に記載せる金額を一定の満期に支拂ふべき旨を委任する證券なり

約束手形は通例負債主より債主に宛て、振出し一定の満期日に一定の金額を支拂ふべきを約束するの證券にて小切手は小切手面に記入せられたる人又は指圖人若くは所持人に請求次第一定の金額を支拂ふべ

毎年一月一日より十一月三十日まで満二十歳となる者は其年の一月中に十二月一日より同月三十一日迄に滿廿歳とならざる者は翌年一月に又學校若くは外國に在るの故を以て徵集を猶豫せらるる者にして二十八歳若くは三十二歳までに其



事故止みたる者は十日以内、書面を以て戸主又は戸主に代はる者より本籍の市町村役場に届出を爲すべし

猶豫及び延期

在校者にて満十七歳以上二十八歳以下の者官立學校府縣立師範學校中學校

き證券であります

第一節 約束手形の法律の能力及び手形記

載の必要事項

約束手形の振出人主たる直接の債務者である故に手形裏書ある場合に於ても振出人は猶且主たる債務者にてされば約束手形の振出人は爲替手形に於ける讓受人と同一の義務を負ひ之を以て約束手形の關係人は二人より成り随つて爲替手形の如く引受なる手續を要せずと雖等しく手形たるの故を以て其裏書、支拂、償還請求、保證參加、支拂拒絶其他の事項は

後若しくは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若しくは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する學校に在る者は本人の願に依り満二十八歳まで徵集を猶豫す

但し其事故二十八

凡て爲替手形に關する規定を應用するのである然して約束手形には必ず左の事項を記載し之れに署名捺印する事を要し若し左の事項の一を欠きたる時は手形としての効力を失ふのです

- 一 約束手形たる事を示べき文字(商五百二十五條)
- 二 一定の金額(商四百四十六條商五百二十九條)
- 三 受取人の氏名若しくは商號(商四百四十九條の二項同四)
- 四 單純なる支拂の約束(條件の約束は無効なり)
- 五 一定の満期日(商四五〇、四五〇ノ三號、四五一、五)
- 六 振出しの年月日



歳までに止み又は之を過ぐるも仍ほ止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徴集す  
在外者 朝鮮露國 領沿海州 露國サガレン 清國 香港 厦門 以外の外國に在る者は本人の願に由り徴集を猶豫す  
但し満三十二歳迄

七 振出し地(商五百二十六條及其二號)  
支拂指定地場所(振出し地に於て支拂ふ時又は支拂地を記載せざる時は振出地にて支拂ふ)

第二節 約束手形不渡の法律上の手續と拒絶證書作成

手形の所持人が約束手形を呈示し其支拂満期日に支拂を要求し若し不渡の場合は手形訴訟をなすべき準備として呈示を受けたる旨及び其呈示日附を記せざる時即ち符箋をなさざる場合は満期日より二日以内に手形所持人は公證人若しくは執達吏をして支拂拒絶證書を作成せしむる事を要す

に歸朝する者は抽籤の法に依らずして之を徴集し三十歳を過ぐる者は二歳を過ぐる者は國民兵役に服せしむ  
注意 北海道 渡島 後志 膽振 石狩 天塩 北見 日高 十勝 釧路 根室 及び 東京府 下管 下 小笠原 島に 轉籍 移住し 開墾 其他 一定の

但し裏書人なき手形であれば強めて支拂拒絶證書の作成を要せずたゞ手形の呈示せしのみにて有効である

【注意】 手形の所持人は満期日に達せざる其以前に支拂を請求するの權利なし

第三節 振出の小切手不渡の時の制裁

銀行小切手を振出し支拂指定銀行に對し預金なく若しくは預金不足の理由の下に振出し小切手の一定の金額の不渡の場合は如何にと云ふに前者の如く預金もなく取引もなきに他人の所持せる小切手の用紙を濫



生業に従事する者は  
轉籍移住後五ヶ年に  
滿つるまで又北海  
道占守島に轉籍移  
住の者に在りては滿  
三十二歳まで徵集を  
猶籍し之を逃ぐるも  
仍ほ在住する者は國  
民兵役に服せしむ  
る制は廢せられたり  
(明治四十年勅令第  
二百五十五號)

用したる時は無論刑法上の犯罪にて譬へ取引を其銀  
行になしたる事あるも資金もなく信用もなき者身  
分不相應に小切手を濫發して不渡となりたる場合は  
五圓以上千圓以下の罰金を科せられ後者の如く支拂  
ふ意志即ち不渡となすの意志なくして振出したる後  
ち預金不足となりて不渡となりたるは罪とならざる  
も其取引銀行は勿論組合銀行一般に對し銀行取引を  
拒絶せられ俗に此處分を之首と云ふも商法の規定  
ではない

第一節 未成年者が商業を営む法律手續

體格完全且つ強壯  
なる身幹未滿定尺  
又は疾病又は病後  
にして勞役に堪へざ  
る者は次年に於て仍  
ほ德集に適せざる者  
は國民兵役にせ  
しむ若くは徵集に應  
ずる時は其家族自活  
し能はざるの確證あ  
る者に延期さるべし  
但し本人の願ひに

本法第五條民法第六條に因ると二十歳未滿者に對し  
公益保護のため法律上特殊の制限を設定し即ち未成  
年者が商人となり商業を営むには必ず親權行使の父  
母又は其一方若くは共にあらざる時は後見人の許可  
を要し而して如上の人々等が之を許可し商業を営み  
商人たる時は成年者と同一の能力を生ず

但し商業登記をなさざるべからず

【注意】 妻は譬へ成年に達するも夫の許可なくして  
商業を営む事を得ずとあり然れども夫の許可を受  
け且つ商業登記をなす時は完全なる商行為をなし



由る而して其事故  
三ヶ年を過ぐるも  
尙止まざる者は國  
民兵役に服せし  
む

検査期間

検査は四月中旬よ  
り九月下旬迄の開  
に之を行ふものと  
す

但し他の徵募區に

得る

第五節 商號を他人に使用せしめざる法律

上の手續と其効力

商號は自己の信用を目標とし且つ利益をそれに依り  
て享受するものなれば法律は之を保護す然れども商  
號は何人も自由に之を撰定使用する事を得るが故に  
例へば大川屋なる屋號を甲人が附し其隣人が大川屋  
なる號を付して營業するも通例は之を咎むるの權利  
なし併し絶對に自己の専用行使が能はざるにあらず  
商號登記をなせば足るのである而して商號の登記済

寄留し其地に於て檢  
査を受けんとする者  
は本籍地及び寄留地  
及び寄留地徵募區の  
検査開始前三十日ま  
でに寄留地の島司郡  
長に届出つべく又疾  
病犯罪等のために  
受験し難き者は當日  
までに届け出づべき  
者とする  
尙ほ臺灣 樺太 朝鮮

となりたる時は同市町村内に限り同一種類の營業の  
爲めに他の商人は同一又は類似の商號を用ゆる事を  
許されざるなり若し之を犯して同一又は類似の商號  
を選定したる者あれば商法第十九條第二十條に依り  
不正競争の目的を以て爲したる不法行爲として其使  
用を差止め之れに依つて生じたる凡ての損害賠償を  
も要求し得るの權利が生じます

第六節 商號即ち家名を他人に賣買讓與な

し能ふや

營業上信用ある商業を購求し又は其營業と共に其商



乙種は身長五尺以上にて身体甲種に亞ぎ比較的体格良好なる者を第一乙種とし之に亞ぐ者を第二乙種とす  
丙種は身長五尺以上にて身体乙種に亞ぐ者及び身長五尺未満四尺八寸以上にして丁種戊種にあたらざる者

露領沿海洲サカレン清國香港アモヒ等に在る者は検査開始五十日前に出願し所在地附近の軍隊又は領事館に於て検査を受ける事を得

徴兵等位

甲種は身長五尺以上にて身体強健なる者

號を譲受けんとせば登記を行ひ而して購求譲受は効力を生ず登記未了の中は効力はありませぬ  
【注意】 商號と共に營業を譲渡した人は別段特殊の約束を締結をなさざるも譲渡人は二十ヶ年間同じ市町村内に於て同一の營業を爲す事は出来ません又譲受人は譲渡人に對し同じ府縣内に限り三十ヶ年までの期間内に同一營業を爲さざる事を讓渡人に誓約せしむる事が能るのである (商第二十二條二十三條)

第三編 民事訴訟法

民法の運用たる法律にして訴訟法を知ざれば當然勝訴となるべき事も權利を喪失する事は往々にして稀らしくない然れば本法は充分攻究知悉し置くの要は切實であります抑も本法は當事者と裁判所の關係を詳細に規定せられ第一編は總則第二編に於て第一審訴訟の手續第三編は控訴上告抗告第四編は再審第五編は證書訴訟及び爲替訴訟第六編は強制執行第七編は公示催告、第八編は仲裁手續等より組成せる



丁種は疾病畸形の者  
身長四尺八寸に満  
たざる者

成種は徴兵令第二十  
條第二項に當る者

【注意】 甲種乙種

丙種は合格とし其

甲種乙種は現役

に徴すべき者丙種

國民兵役に服す

丁種は不合格成種

は徴兵延期とす

法律なり

第七節 裁判管轄

裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の  
四箇別あり第一審の審理裁判は區裁判所地方裁判所  
の管轄とし控訴院大審院は第一審裁判を再び審議  
する覆審所にて即ち上級に屬す而して第一審の訴訟  
を提起するに區裁判所へ訴へを起すべきか地方裁判  
所へすべきかを知らざる可からず (法律語にては) 然れ  
ば裁判所の事物管轄を左に明示す  
裁判所構成法第十四條に

検査に合格するも  
入警前に癆疾又  
は不具となり永久  
兵役に堪へ難き者  
は兵役を免す

徴集區分

● 通則 歩兵隊の兵員  
は聯隊毎に其師管の  
一聯隊區より徴集し  
第一師管に在ては二  
聯隊區より徴集し其

一 二百圓を超過せざる金額又は價格二百圓を超過

せざる物件の請求

二 價格に關せざる下記の如き訴訟、住家其他建物

の受取明渡し使用占領又は修繕に關し賃借人と  
の間に起りたる訴訟、不動産經界のみに關する  
訴訟、占有のみに關する訴訟、雇主と傭人との  
間に一ケ年以下の期限契約中に起りたる契約に  
關する訴訟、旅人と旅客と飲食店、旅客と  
水陸運送人との間に起りたる訴訟 (賄料、宿料、  
汽車汽船其他の乗車賃又は手荷物の運送料等は



他の兵員は其師管各聯隊區より徵集す  
但 要員を満し能はざる時は他の聯隊區若くは他師管より其不足を補充する事を得  
● 特別 近衛の歩兵隊及び騎兵隊の兵員は各師管より其他の兵員は第一師管より徵集す  
鐵道院の兵員

金額の多寡に拘はらず區裁判管轄) 非訴訟事件 (非訴訟事件とは未成年、白痴、瘋癲、失踪者其他法律又は判決にて禁治産準禁治産の宣告を受けたるもの、後見人又は管財人を監督することと不動産及び船舶に關する權利關係の登記を爲すことと商業登記及び特許局に登記したる特許意匠商標の登記を爲すことと等その主なるもの又戸籍上に關する決定許可等)  
地方裁判所は民事訴訟に於ける左の事項に就て裁判權を有することと裁判所構成法第二十六條の示す如く

は第一第二第三第四第八第九師管より徵集す  
警備隊の兵員は其警備隊區より徵集す  
海軍の兵員は各師管内沿海及び島嶼を包括する聯隊區より徵集す  
徵集  
身体検査合格したる壯丁は徵兵順序

第一審として區裁判所の權限又は控訴院の權限に屬するものを除き總ての請求  
第二審として區裁判所の判決に對する控訴、區裁判所の決定及び命令に對し法律に定めたる抗告  
人事訴訟、破産事件に付一般の裁判權  
控訴院の裁判權は  
地方裁判所の第一審判決に對する控訴  
區裁判所の判決に對する控訴に付て爲たる地方裁判所の判決に對する上告、地方裁判所の判決及び命令に對して法律に定めたる抗告



を定むるため徴集毎に體格の等位及び兵種を分ち抽籤を行ふ密留地徴集區の身體検査に於て合格したる者は該徴集區の壯丁と混同して抽籤を行ふ抽籤總代人は其年の壯丁に就き聯隊區徴兵參事員又は警備隊徴兵參事員之を選定す其人

員は適宜とす

編入順序

現役兵及び補充兵の編入順序は甲種合格者にて徴兵令第二十八條に該當する者（二人以上となれば年齢の順序に依り同年の者は抽籤に依る）

甲種合格者にして

皇族に關する民事訴訟に付き第一審及び第二審の裁判權は特に東京控訴院に屬す（裁判所構成法三十八條）

大審院の裁判管轄は最高の裁判所にして終審とす終審として區裁判所の判決に對する控訴に付て爲したる地方裁判所の判決にする上告、控訴院の決定及命令に對する法定に定めたる抗告第一審として且つ終訴として刑法中皇室に對する内亂並に皇族の犯したる罪にて禁錮以上の刑に處すべき豫審及び裁判

第八節 判事の除斥、忌避の手續

裁判官は神聖にして至公至誠なりと雖萬々ケ一にも不公平偏頗の審判を下す嫌ありと疑はしき時は原告なり被告なり其疑ひに理由ある時は何時にても裁判官を其訴訟より退かしむる事が能る規定がある之を裁判官の除斥、忌避と稱す然れども猥りに訴訟人は此權利を使用する事は元より許されぬのである而して如何なる場合に判事を除斥し得るやと云ふに左の事項に該當する時に限る

一 判事又は其婦が原告若しくは被告たる時（民事第



徴兵令第十三條第五項及び第二十三條に該當し抽籤の法に依らずして徴集する者  
甲種合格者にして徴兵令第二十七條に當り徴集する者  
身体検査に合格したる壯丁にして讀書算術を能くし且つ身元確實なる者にして

(三十二條一項)

二 判事又は其婦が當事者の一方又は双方と共同權利者若くは償還義務者たる關係を有する時  
三 判事又は其婦が當事者の一方又は双方の配偶者と親族なる時  
四 判事が同一の事件に付て證人若くは鑑定人となりて訊問を受ける時又は判事が同一の事件に付て訴訟代理人たる任を受ける時若くは受たる時又は判事が同一事件に付て法律上代理人となる權利を有する時若くは之を有したる時 (本法第三十

て抽籤の法に依らずして現役に服せん事を志願し之を許可したる者  
甲種合格者にして抽籤の者 (番號の順序に従ふ)  
乙種合格者にして徴兵令第二十八條に當る者  
乙種合格者にして徴兵令第十三條第

二條第三項)

五 判事が不服の申立ある裁判を前審判に於て判事として干與したる時又は判事が其裁判に付き嘗て仲裁として干與したる時然れども裁事が受命判事又は受託裁事として其裁判に預かる事は除斥せらるゝ限りにあらず (本法第三十二條第四項)

如上の理由ある時は訴訟人よりの申請がなくも自ら遠慮し其訴訟事件に干與せざるを當然とするが故に忌避は口頭辯論開始後は効力なきも除斥は口頭辯論



五項及び第二十二條に當り抽籤の法に依らずして徵集する者乙種合格者にして徵兵令第二十七條に當り徵集する者乙種合格者にして抽籤の者(番號の順序)第二乙種合格者にして徵兵令第二十八條に當る者等なり

中と雖何時にてもなし得る、此等以外の理由の下に忌避するは法律の定めたる一定の原因又は偏頗の裁判を爲す恐れある場合に其判事の裁判を受くるを拒む行為にて除斥も忌避も殆ど同一なれど、本來判官自らが其訴訟より退を除付と云ひ當事者より申請するを忌避と稱し例へば判事は除付するの理由なしと自ら信するも當事者の一方と親交ある友人であるかの場合とか當事者の一方に舊き怨恨ありとか凡て當事者が安心して審理を受け難き時は忌避の理由となる、而して忌避申請の手續は其判事の在職裁判所に

罰 則

陸海軍の現役兵に決定したる者正當の事由なく徵集の期に後れ十日を過ぐる時は六月以下の禁錮に處し戦時に在りては五日を過ぎたる時は一年以下の禁錮に處す

書面又は口頭を以て爲せば足りるのである併し完全に忌避の原因を説明するを要す但し偏頗の裁判ありと疑ひながら其判事の前に於て申立をなし又は相手方の申立に對し陳述をなせし時は忌避するの權利を喪ふも偏頗の原因が其後に至りて發生し又は之を覺知したるを説明する事を得ば辯論後と雖忌避の申請をなす事を得(本法第三十五條第二項)

第九節 民事訴訟に檢事の立會ふべき場合は何ぞ

檢事が民事上の訴訟に干與し其意見を述べたる事を得



●諸證書類

●書式文例

(用紙ハ美濃野紙)

印紙 金員借用證書

(其一、證人付例)

一金何圓也

但利子一ヶ月  
何程ノ定メ

前記ノ金員借用

候處 實正ナリ然

ル上ハ來ル 大正何年

何月何日限リ元利共

遅滞ナク辨濟致シ可  
ク候期日ニ至リ若シ  
辨濟遲滞候節ハ保證  
人ニ於テ引キ受ケ必  
ズ辨濟致ス可ク候  
依テ後證ノ爲メ金員  
借用證書 如  
件

年月日

住所番地

借用主 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

るは左の民事訴訟に限り又左の事項は検事の立會が  
必要と認められて居る

一 公の法人に關する訴訟

二 婚姻に關する訴訟

三 夫婦間の財産に關する訴訟

四 親子若くは養親子の分限其他總ての人の分限に  
關する訴訟

五 養料に關する訴訟

六 無能力者に關する訴訟

七 失踪者及び相續人欠缺の遺産に關する訴訟

八 證書偽造の訴訟

九 再審

此外檢事は職務上、禁治産及び準禁治産宣告の訴訟  
又は其宣告取消の訴訟の原告となり或は離婚事件に  
て夫婦の一方が死亡したる後の訴訟には被告となる  
ことあり又は婚姻取消親權喪失等の訴訟に原告とな  
ることあり

第十節 訴訟能力とは何

訴訟能力とは原告となり又は被告となるも權利義務  
を遺憾なく履行し能ふ力にして之等の力なきは所謂



住所番地

保證人 何某<sup>㊦</sup>

住所番地

何某 殿

印紙 金員借用證書

(其二、無證人ノ例)

一金何圓也

但利子壹ヶ月

何程ノ定メ

前記ノ金員借用

候處確實ナリ然ル

上ノ來ル 大正何年何

月何日但書ノ利子

相添へ遲滯ナク辨濟

致ス可ク候依テ後日

ノ爲メ 金員借用

證書 如件

年月日

住所番地

借用主 何某<sup>㊦</sup>

何某 殿

印紙 金員借用證書

(其三、無利足ノ例)

一金何圓也

但無利足

法律上の無能力者として原告となりて無論訴訟を起すを許されないが被告として訴へ其義務を強ゆる事をも許されぬのである、左に無能力者を列記す

- 一 未丁年
- 二 心神喪失の状況にある者
- 三 準禁治産者
- 四 人の妻
- 五 法人（訴訟能力を有する業務擔當人あるが故なり）

此五項中第四項の人の妻は夫の許可を得る時は訴訟

をなし得べし

第十一節 訴訟代理は辯護士に限るか

地方裁判所以上の上級裁判所の訴訟事件は辯護士にあらざれば訴訟代理を許されぬ（辯護士なき止を得ざる場合は此限に非ず）が區裁判所の訴訟事件には辯護士にあらざるも訴訟能力ある親族又は雇人の以て訴訟代理人と爲す事を許す其際に於ける裁判所に提出すべき委任状は左の如き書式に依る

委任状

自分儀住所身分職業何ノ誰ニ對シ出訴致シ候ニ付テ



前記ノ金員今般借  
用候處確實也  
然ル上ハ來ル大正何  
年何月何日遲滞ナク  
辨濟致ス可ク候右  
期日ニ至リ若シ辨濟  
遲滞候節ハ保證人ニ  
於テ引受ケ必ズ辨濟  
致ス可ク候依テ後證  
ノ爲メ金員借用  
證書如件

年月日

ハ自分雇人住所身分職業何ノ誰ヲ以テ訴訟代理人ト  
爲シ左ノ行爲ヲ限リ委任致シ候也  
一 訴訟提出ノ件及ビ文字刪正書入ノ件  
一 法廷ニ於テ辯論スルノ件  
以上

年月日

住所族籍職業

何 某 印

何々區裁判所監督判事

何 某 殿

第十二節 無資力訴訟者の法律手續

住所番地  
借用主 何某印  
住所番地  
保證人 何某印  
住所番地  
保證人 何某印  
何 某 殿  
印紙 月賦辨濟金員  
借用證書  
一金何圓也  
但無利足  
前記ノ金員借用候  
處確實也然ル上

當然伸張すべき完全なる權利者なるも貧困にして訴  
訟費用なく權利を主張する事能はざる者は空しく其  
權利を抛棄せねばならざるかと云ふに決して然らず  
訴訟上の救助と云へる無資力者の訴訟手續がある實  
際訴訟費用負擔の力なき者に限り印紙代立替金手數  
料等の費用の一時支拂ふことを猶豫せられるので若  
し費用を辨濟爲し得るの資力を得たる場合は支拂を  
命せらるべし而して其假免除を得べき項目は左の如  
一 裁判費用(訴訟印紙、公示送達及び郵便印紙代證)



ハ來ル 大正何年何月  
何日ヨリ 大正何年何  
月何日マデ 何ヶ月賦  
ト相定メ 毎月何日  
限リ一回金何圓ヅ、  
遅滞ナク辨濟致ス可  
ク候若シ一回ニテモ  
遅滞致シ候節ハ成規  
ノ利子相添へ一時ニ  
辨濟致ス可ク候若  
又借用 主本人ニ  
於テ辨濟致サザル

二 訴訟費用の保證(本邦人にして此)  
三 送達及び執行行為(一時無報酬にて執達事務を)  
此外受訴裁判所は必要と認むる場合は當事者の申  
立又は裁判所の職權を以て一時無報酬にて辯護士  
の添附を命ずる事もある  
訴訟救助の手續は、訴訟の關係を表明し且證據方法  
を開示し其救助を求むる裁判所に管轄市町村長の  
爲したる證明書を添付し書面又は口頭を以て訴訟救  
助の申請するのである

節ハ保證人ニ於テ引  
受ケ速ニ辨濟致ス  
可ク候依テ後證ノ爲  
メ金員借用證書  
如件

住所番地  
借用主 何某印  
住所番地  
保證人 何某印  
住所番地  
保證人 何某印  
何某殿

### 第一章 督促手續

債務者を裁判所に召喚を求めず訊問手續をもなさず  
直に債務者に對して請求の支拂を命ずるの手續申請  
である即ち支拂命令の事にして債務者が其命令に服  
せず異議ある時は命令効力なく本訴訟となるのであ  
る併し債務者が十四日の期間内に異議を申立ざれば  
其命令は効力を生じ假執行をなし強めて債務を辨濟  
なさしむるの權利を生じ請求の目的を達する事が能  
る左に支拂命令申請をなし能ふべき債務の種類を舉



印紙 年賦辨濟金員ノ借用書

一金何圓也  
但利子壹ヶ月何程  
(無利足ナラバ前ノ文例ニ從フ)  
前記ノ金員借用候處確實也然ル上ハ來ル大正何年何月何日マテ何ヶ年賦ト相定メ毎年金何圓ツ、十二月何日マテニ利子相添へ辨濟致スベク候若シ一回ニテ

モ辨濟遲滞候節ハ一時ニ辨濟ノ請求相成候トモ異議申マシク候若シ借用主本人ニ於テ辨濟致サザル節ハ保證人ニ於テ引受ケ速ニ辨償致ス可ク候依ラ後證ノ爲メ金員借用證書如件  
年月日  
住所番地

ぐれば

- 一 一定の金額の支拂ひを請求する時
- 【分解】工事建築の請負、地所家屋明渡しの請求又は金銭目的の請求にあらざる事件は支拂命令を申請し能はず
- 二 代替物件の請求なる時
- 【分解】衣服、器具、書畫、骨董物等は代替物にあらざるが故に支拂命令を申請するを得ず  
但し代替物とは米、味噌、酒、醬油等を云ふ
- 三 有價證券を目的とする時

【分解】有價證券とは公債證書、銀行切手、約束手形其他諸種の株券

第十三節 支拂命令手続と効力  
訴訟法第三百八十四條に従ひ債權者は支拂命令の申請を書面又は口頭を以て其管轄裁判所にする事が能る而して其申請の書式は

訴訟 印紙

支拂命令申請書

住所	族籍	職業
債權者	何	某
住所	族籍	職業
債務者	何	某



借用主 何某<sup>印</sup>

住所番地

保證人 何某<sup>印</sup>

住所番地

保證人 何某<sup>印</sup>

何某 殿

印紙 金員借用證書

(連帶)

一金何圓也

但利子壹月何程

前記ノ金員我等連帶ヲ以テ借用候

貸金請求事件

請求金額

一金何百何十圓也 元金

大正何年何月何日貸付  
大正何年何月何日返濟期限

證書アリ抵當ナシ

一金何圓何十錢也 利子

大正何年何月何日ヨリ本請求  
前月迄元金何圓ニ付一ヶ月金何  
錢ノ約定

外ニ

右利率ヲ以テ大正何年何月ヨリ本件執行濟迄  
ノ利子ヲ請求ス

一金何圓也 督促手續費用

内譯

金何圓 支拂命令申請印紙代金

處確實也然ル上

ハ來ル大正何年何月

何日但書ノ利子相添

ヘ元利共遲滞ナク辨

濟致ス可ク候萬一連

帶借用人ノ内期日

ニ旅行其他ノ事故有

之不在ニ候トモ他ノ

連帶者ニ於テ辨濟

致ス可キハ勿論ニ御

坐候依テ後證ノ爲メ  
金員借用證書

金何拾錢 右送達費

金何拾錢 右書記料

金五拾錢 右申請ニ付出頭日頭一日分

金何圓 右申請ニ付債權者住所ヨリ何區裁判所へ出頭往  
復旅費一里十錢ノ割

合計金何圓何拾何錢也

債務者ハ右債務ヲ約定ノ日ニ履行セザルニヨリ元利

金并ニ督促費用ヲ辨濟スベキ旨債務者ニ對シ支拂命

令發セラレ度此段申請候也

年月日 右

申請人 何 某

何區裁判所監督判事何某殿



如件

年月日

住所番地

連帯借用人何某

住所番地

連帯借用人何某

住所番地

連帯借用人何某

住所番地

何某

印紙 講金借用證書

一金何圓也

但無利足

此申請を裁判所が受理したる時は裁判所は債務者に對し十四日の期限内に此支拂をなすか又は當區裁判所に異議の申立を爲すべき事を命ずまでの効力を生じます

第十四節 支拂命令に對する異議申立心得

支拂命令の送達を受けたる債務者は異議の申立を此命令を發したる裁判所に對しなさいれば假執行の處分を受くる事は前に説きたるが異議申立の猶豫期間は通例十四日間であるか事件の性質に依り債權者より特殊の請求を容れ三日間までに短縮せられる事が

前記ノ金員ハ何々

(設立)ニ係ル何講第

何回分拙者當籤(落

札)ニ付借用候

處確實ナリ然ル上

ハ來ル何月ヨリ會合

毎ニ金何圓ツ、終回

マテ遲滞ナク掛ケ戻

シ辨濟致ス可ク候若

シ借用主ニ於テ一

回ニテモ掛金遲滞

致候節ハ保證人ニ

ある而して爲替より生ずる請求事件は二十四時間内と云ふ最短期もあるから送達書を熟讀し期間を過まりてはならぬ(本法第三百八十六條第三百九十五條)

【注意】 異議の申立に依りて本訴となりし場合地方

裁判所區裁判所の訴訟手續に差異がある

地方裁判所に於ては訴狀の送達と口頭辯論の期日

との間少なくとも二十日の期間を要するも區裁判

所は最短日の期間は三日急迫を要する場合は二十

四時間とせられ又地方裁判所に於ては各當事者は

訴狀又は答辯書に掲げざる事實上の主張若くは證



**印紙** 地所書入金員  
借用證書

一金何圓也  
但利于壹月何程  
此抵當物左記ノ通  
何府縣何國何郡市何  
町村何番地大字何々  
字何々何番地

一田何反何畝步  
此地價金何圓也  
此地租金何圓也  
何府縣何國何郡市  
何町村何番地大字何  
々字何々何番地

於テ引受ケ速ニ掛  
金致ス可ク候依テ後  
證ノ爲講金借用  
證書如件

年月日

住所番地  
借用主 何某<sup>㊦</sup>  
住所番地  
保證人 何某<sup>㊦</sup>  
住所番地  
保證人 何某<sup>㊦</sup>  
住所番地  
住所番地  
何某 殿

據方法又は申立に付き相手が豫め穿鑿を爲すに非ざれば陳述を爲す事能はずと豫知する場合は口頭辯論の前に書面を以て差出す事を要するも區裁判所に於ては口頭辯論の前に直接相手方に通知する事を得地方裁判所は準備書面の交換を要し區裁判所は之を要さず以下は畧す

第十五節 訴訟手續とは如何

訴訟手續とは私的權利の争ひにて原告又は被告が權利を主張し又は防禦せんとするの手續にて此手續を大別すれば口頭を以て之を演述し或は書面を以て之

を爲し而して訴訟を審理するに書面審理主義口頭審理主義と二個に分たれ前者は書面のみにて裁判し後者は直接に當事者の陳述を聽て審判するものにて多くは後者に依りて裁判されて居るも絶對的書面を以て訴訟行爲が排斥されて居るのではない

第十六節 控訴上告の區別

控訴は區裁判所に屬する事件に就ては地方裁判所之を爲し地方裁判所に屬する事件に就ては控訴院之を爲す而して控訴期間は前判決の送達ありたる日より三十日間



一畑何故歩  
此地價金何圓也  
此地租金何圓也

右地所ハ拙者ノ所有  
ニ有之候處今般  
抵當トシテ書入レ前  
記之金員借用候  
處確實也然ル上  
ハ來ル大正何年何月  
何日遲滞ナク辨濟致  
ス可ク候利于ノ儀ハ  
毎月何日限リ是亦

遲滞ナク支拂ヒ申ス  
可シ若又期限ニ至リ  
借用金本人ニ於  
テ辨濟致サザル節  
ハ抵當物ノ地所賣  
却相成リ其代金  
ヲ以テ辨濟ニ御充テ  
下サレ尙不足相立  
候節ハ保證人ニ於テ  
引受ケ辨濟致ス可ク  
候依テ後證ノ爲メ地  
所書入金員借

上告は區裁判所管轄の事件に付ては控訴院地方裁判  
所管轄事件に付ては大審院

【注意】 控訴は事實の終審上告は事實に涉らず法の  
適用の當不當を審理するのである

### 第四編 執行法

民事裁判官が爲したる判決命令を執達吏が其職務を  
執行するため主として設けられた規定である

#### 第一節 強制執行とは何

強制執行は民事訴訟の最後の手段にて其方法は執達  
吏が債務者の動産不動産等の財産を差押へて之を公  
賣し其賣得金を以て債務者に辨濟なさしむるのであ  
る

#### 第二節 假差押及び假處分とは何



用證書如件

年 月 日

住所番地

借用主 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

住所番地

何 某 殿

印紙

地所借入金員  
借用證書

一金何也

但利子壹ヶ月何程

此質物左記ノ通

何府縣何國何郡郡何  
市何町村大字何々何  
番地

一田何反何畝步

此地價金何圓也

此地租金何圓也

何府縣何國何郡市何

町村大字何々字何々

何番地

一畑何反何畝步

此地價金何圓也

此地租金何圓也

何府縣何國何郡何町

強制執行を爲すまでに其動産若くは不動産が減少す  
るか或は他人の所有に歸せんとするの恐れある時又  
は外國に於て判決の執行を爲すに至るべき時に必要  
なる處分にして債權者の申請に依りて之を爲す即ち  
執行保全の目的である其裁判所に對つて申請すべき  
手續は

一 請求の表示 (若し其請求が一定の金額に係らざ  
る時は其價格)

二 假差押の理由たる表示  
書面にて(口頭を以て爲し得るとあれど)管轄裁判所

に提出すれば假差押の申請の理由が完全にして又止  
を得ざると認められし時は供託金を命ずることなく  
之を許すも通例其請求の金高に應じ裁判所は申請人  
に供託金を積むことを命ずべし然らば其説明の巧拙  
に依り大なる損得がある  
假處分と假差押との差異を如何にと云ふに假差押は  
専ら金錢上の債權に關する強制執行を保全する爲め  
に行ふものにて其行ふべき範圍は廣げれど假處分の  
範圍は單に係争物の目的に對してのみ應用せらるゝ  
ものにて假差押は概して訴訟中に實施するものにて



村大字何々字何々何番地

一山林何拾何町步

此地價金何圓也

此地租金何圓也

右入拙者所有ノ地所

ニ有之候處今般

貴殿へ賃物トシテ差

入レ前記ノ金圓保證

人立會コテ受取候

處確實也然ル上

ハ來ル大正何年何月

何日ニ至リ右賃入

金元利共返濟致

ス可ク貴殿ニ於テハ

賃物ヲ返戻致サル

可シ萬一右賃物拙

者ニ於テ受戻シ難キ

節ハ貴殿ニ於テ任意

ニ御處分咸サルヘク

候依テ後證ノ爲メ地

所賃入金員借

用證書如件

年月日

假處分は訴訟の繫屬せざる時に行ふを多しと、左に

列記の六項目に該當せざれば許されざるものとする

一 裁判所は其意見を以て申立の目的を達するに必

要なる處分を定む

二 特別の事情ある時に限り保證を立てしめて假處

分の取消を許す事を得べし

三 假處分は争ある權利關係に付き假の地位を定

むる爲めにも亦た之を爲す事を得るなり但し其

處分は殊に繼續する權利關係に付き著しき損

害を避け若くは急迫なる強暴を防ぐ爲め又は其

四 他の理由により之を必要とする時に限る

急迫なる場合に於ては係争物の所在を管轄する

區裁判所は假處分の當否に付ての口頭辯論の爲

め本案の管轄裁判所の相手方を呼出すべき申立

の期間を定めて假處分を命ずる事を得るなり而

して其期間を徒過したる後區裁判所は申立によ

りて其命じたる假處分を取消すべし

五 右の裁判は口頭辯論を経ずして之を爲す事を得

管轄裁判所は第一審裁判所とし本案が控訴審に

屬する時に限り控訴裁判所とす



住所番地

借用主 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

住所番地

何某 殿

建物質入金員

借用證書

(建物のちしよ ぶつけん  
廻物ハ地所ト物件  
ノ異ナルノミナリ  
書式文例ハ地所  
書)

質入ニ準ズ)

印紙 地所建物質入金員借用證書

一金何圓也

但利子壹ヶ月何程

此質物左記ノ通

何府縣何郡市區何町  
村大字何々字何々何  
番地

一宅地何反何畝歩

此地價金何圓也

此地租金何圓也

何府縣何郡市區何町  
村大字何々字何々何

六

急迫なる場合に於ては口頭辯論を要せざる者に限り裁判長は本章の申立に付きて裁判を爲す事を得べし(本法七百五十八條乃至七百六十三條)

第三節 執達吏の權限と職務執行の限度

執達吏は執行を實施するの公吏にて職務執行の必要なる場合は債務者の住居倉庫及び筐匣を搜索し又閉鎖したる戸扉及び筐匣を開かしむる權利を有す抵抗を受くる場合に於ては執達吏は威力を用ゐる且警察官吏の援助を求むる事を得べく若し兵力を要する時は之を執行裁判所に申立べきものとす(本法第五

百三十六條)而して其職務執行時間は晝間に限り夜間は特に裁判所の許可を受るに非ざれば執行をなすを得ず又日曜日及び一般の祝祭日は職務を執るを許さず但し特に許可ある場合は此限りにあらず

第四節 差押を免除さると範圍種別

一 衣服、寢具、家具及び厨具(但し債務者及び其家族の爲めに缺くべからざる時に限る)

二 債務者及び其家族に必要な一ヶ月分間の食料並びに薪炭

三 農業者に在りては其農業上缺く可からざる農具



番地所在  
一何造何建何葺家屋  
壹棟

此建坪 何坪

内 上何坪 下何坪

此見積り代金何圓也

右地所建物の拙者

ノ所有ニ有之候處

今般費殿へ質入致

シ前記ノ金員借用

候處確實也然ル

上へ來ル大正何年何

月何日元利共遲滞ナ

四

家畜肥料及び次の收穫まで農業を續行するに缺  
くべからざる農産物  
技術者職工労働者及び産婆に在ては其營業上缺  
くべからざる物

五

文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教  
師、辯護士、公證人及び醫師に在ては其職業  
を執行する爲め缺くべからざる物並に身分相當  
の衣服

六

文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場  
教師に在ては職務上の収入又は恩給一ケ年間三

ク返金致ス可ク候右  
受戻シ期限ニ至リ借  
用主ニ於テ受戻シ難  
キ節ハ質物賣却  
相成リ辨済金ニ充テ  
ラレ尙不足相立候  
節ハ其金額辨済致  
ス可ク候若又借  
用主ニ於テ不足額辨  
済致シ難キ節ハ保證  
人ニ於テ辨済致ス  
可ク候依テ後證ノ爲

七

百圓を超過する時は其超過額の半額を差押へ得  
るも三百圓を超過せざる時は差押へを許さず  
薬舖に在つては調薬を爲すため缺くべからざる  
器具及び藥品

八

勳章及び名譽の證標  
實印其他職業に必要なる印  
神體、佛像其他禮拜の用に供する物

九

系譜

十

債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に  
關する物及び債務者又は其家族の未だ公にせ

十一

債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に  
關する物及び債務者又は其家族の未だ公にせ



土地所建物業質入金  
員借用證書如  
年のことし

年月日

住所番地

借用主 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

何某殿

印紙

地所二重抵當  
書入証書

ざる著述の稿本

十三 債務者及び其家族が學校に於て使用に供する

書籍

前掲十三項の中第三と第八に掲ぐる物を除くの外は  
債務者の承諾ある時は差押ふるを得

第五節 競賣の方法と手續

執達吏は差押をなしたる後ち債務者が一定の期間を  
經過し猶債務を履行せざる時に始めて行ふ手續にて  
之を競賣方法と云ふ而して差押の日と競賣の日との  
間は少くも七日の時間を存するを要す(但し差押へ

一金何圓也

但利子壹ヶ月何程

此抵當物左記ノ通

何府縣何國何市何町

村大字何々字何々何

番地

一田何反何畝步

此地價金何圓也

此地租金何圓也

何府縣何國何郡市何

町村大字何々字何々

何番地

一畑何反何畝步

此地價金何圓也

たる物品の性質に依り又は債權債務兩者間の合意あ

る時は其期間を短縮する事を得

第六節

金錢の債權を差押へ能ふや  
債務者が第三者に債權ある場合は裁判所は第三債務

者に對して事件當事者たる債務者に支拂をなす事を

禁じ又債務者に對して債權の取立を爲すべからざる

事を命すべく然れども其差押は第三債務者に對して

通知書を送達したる時を以て成りたるものとする

第七節 競賣金の配當要求手續

甲の債權者が債務者に對し強制執行をなし其結果と



此地租金何圓也  
第一番抵當書入  
證書別紙寫ノ通り  
前記ノ地所ハ拙者ノ  
所有ニ有之候處  
大正何年何月何日何  
府縣何郡市國何町村  
何番地何某へ抵當ニ  
差入レ別紙證書寫  
ノ通り金何程借  
用致居候處前  
抵當權者ノ承諾ヲ得

して其財産を競賣爲したるに其債務者に對しては他  
にも乙丙丁戊等數人の債權者ありて競賣々得金の配  
當の分割を得んとするの要求手續にして其要求の申  
請は其債務者の財産を執行すべき執達吏に其財産を  
競賣せざる前になすので而して其配當加入をなすに  
は要求金額と其權利を明かにするを要す但し配當實  
施となり其分配額に對し加入者は異議を挿挾むこと  
を得べし而して配當の當否は裁判の上決せらる

テ今般更ニ二番抵  
當トシテ貴殿へ差入  
レ前書ノ金員借用  
致候處確實也  
然ル上ハ來ル大正何  
年何月何日利子相添  
へ遲滞ナク辨濟致ス  
可ク候若シ辨濟期ニ  
至ニ辨滞候節ハ右抵  
當物權ニ任意ニ賣  
却相成尙不足相  
立候節ハ保證人連

第五編 戶籍法摘要

抑も戶籍法は民法中の親族篇の助法にして戶籍とは  
家の籍と云へるの義にて又身分登記とは戶主家族親  
中夫妻等の關係を戶籍簿に登記するの規定を明示す  
るの法律である

第一章 身分登記

身分登記に關する事務は戶籍吏の掌り戶籍役場に  
於て之を取扱ひ戶籍吏は市長、町長、村長之に任ず



滞ヲ以テ辨償致ス  
可ク候依テ第一番抵  
當書入證書相添へ  
後證ノ爲メ二重抵當  
書入證書差入候  
事如件

年月日

住所番地

借用主 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

何某殿  
(若シ一番抵當書  
入證書ノ寫ヲ添  
へザレバ一番抵當  
權者ハ左ノ奥書ス  
可シ)

年月日

住所番地

第二節 一家創立の手續と其理由  
一家創立の手續は別段六ヶ敷復雜の手續あるに非ず  
一家創立の理由を明記し何市何區何町何番地へ一家  
創立する旨の届出を自己所在の市町村役場へなすを  
以て足る

但し理由とは父母のあらざる時又は家族の出生兒  
が入籍を戸主が承諾せざる等に多し

第三節 氏名變更の手續と其理由

同村同字又は同町同番地に同一の姓名の人が寄留若  
くは籍を置てあるが爲め種々間違を生じ困難迷惑を

但し東京大阪京都の如き市には區を置を以て區長を  
以て戸籍吏となす  
戸籍及び身分登記に關する事務は戸籍役場の所在地  
を管轄する區裁判所の判事は戸籍及び身分登記に關  
する事務を監督す(戸籍法第五條)

第一節 出生死亡者の届出は幾日内なるや

出生兒ありたる時は出生の日より十日間死亡者あり  
たる時は五日間になすべき規定にて若し此期間内に  
届出を懈りたる時は二十錢以上二十圓以下の料に  
處せらる



一番抵當者 何某

印紙 船舶書入金員  
借用證書

定 繫場何府縣何國

何郡市何港(何町村)

一 漁船何丸 壹艘

長 何呎

幅 何呎

深 何呎

登簿噸數 何噸

公稱馬力 何馬力

する場合若くは自分の名前を倅に譲り戸主を去つて  
隠居の場合乃至僧侶となりし等必要の場合には市區町  
村役場に申請し其許可を受けるのである但し氏を復舊  
し又は氏を改むる時は十日内に管轄官廳の許可書  
の謄本を添へて再び届出をなすには(い)復舊又は改  
稱前の氏名(ろ)復舊したる氏名又は改稱したる名  
(は)復舊又は改稱の原因及び許可の年月日等を詳記  
することを要す

第四節 私生子を嫡出となす手續

胎内の私生子を嫡出となさんとするには生母の戸籍

二 船舶器具 一切

端艇 何艘

何々 何程

何々 何程

(日本形船舶ナラバ

左ノ如ク記載ス)

定 繫場何府縣何國何

郡市何港(何町村)

一 日本形船何丸 壹艘

長 何間

幅 何間

深 何尺

積石數 何石積

謄本に添へ胎内認知届をなし置く時は胎兒出生の時  
其兒の届出をなせば其子は自然法律上嫡出となる  
のである

第五節 入籍離籍は如何なる手續

一 入籍すべき家の戸主の氏名出生の年月日職業及  
び本籍地

二 入籍すべき家の戸主又は家族と入籍すべき者と  
の親族關係

三 入籍すべき者が廢家して他家へ入る時は其旨  
四 入籍すべき者が家族なる時は其去るべき家の戸



一 船舶器具 一切  
 傳馬船 何艘  
 何々 何々  
 何々 何々  
 此書入借用何圓也  
 但利子壹何程  
 右ハ拙者所有ノ船  
 船ニ有之候處今般貴  
 殿へ書入レ前記ノ金  
 員借用候處確實也然  
 遲上ハ來ル 大正何年  
 何月何日元利共辨滯  
 ナク辨濟致ス可ク候

若シ辨濟期日ニ至リ  
 船舶航海 中難破致  
 候歟又ハ辨濟遲滯候  
 節ハ保證人ニ於テ引  
 受ケ速ニ辨濟致ス可  
 ク候依テ後日ノ爲メ  
 船舶書入 金員借  
 用證書差入レ候コト  
 如件  
 年月日  
 住所番地  
 借用主 何某

主の氏名出生の年月日職業本籍地及び其戸主と  
 入籍すべき者との續柄を認めたる届書を出す  
 但し戸主配偶者、養親、親權を行ふ者又は後見人  
 の同意を要する場合に於ては届出人は届書に同意  
 の證書を添付するを要す  
 戸主が其家族を離籍せんとする場合には  
 一 離籍せんとする者の氏名出生年月日及び職業  
 二 離籍の源因及び其源因發生の年月日  
 三 離籍せらるべき者と共に家を去るべき者ある時  
 は其名出生の年月日職業及び其者と離籍せらる

可き者と續柄を記載するを要す

第六節 轉籍の手續を如何  
 甲の地の所在役場にある我本籍を乙地の役場に轉籍  
 せんと欲する場合はまづ我戸籍の謄本の申請を其役  
 場へなし手数料(謄本一葉ニ付十錢)を添付し且送料  
 (謄本郵送代)を加へ郵便に托して其際同時に送り置  
 かば該役場は我請求に應じ謄本を送り來るものであ  
 る謄本到着せび其籍を置かんと欲する役場へ其謄本  
 を相添へ轉籍届をなせば足る

第七節 婚姻届届の懈怠は如何なる處分か



住所番地  
保証人 何某  
住所番地  
保証人 何某

印紙 動産質入金員  
借用證書

一金何圓也  
但利子壹ヶ月何程  
此質物左記ノ  
一何々 何個  
但何々 (形容等  
ヲ記ス)

婚姻届は別に届出の期間の制限なく届出の日を以て婚姻の成立となるが故に譬へば二十年に夫婦となりたる者と雖も婚姻届出の日から始めて正當の夫妻となるので別に届出をなすとなさざるは夫婦間の都合であるから届出をなさざるも處分はないが届出をなさざる中は夫婦であつても法律上の夫婦とは云へぬのである

第八節 裁判離婚とは何

離婚に二種あることは既に民法中に説示してあるが協議上合意の離婚は當事者及び父母の同意 (三十年

右見積り代金何圓也  
一何々 何個  
但何々 (詳細形容等ヲ記ス)  
右見積り代金何圓也  
合計 何點

右物品ハ拙者ノ所有ニ有之候處今般前記ノ金額ヲ以テ貴殿へ質物ニ差入レ金員借用候處確實ナリ然ル上ハ來ル大正何年何月何日元利共辨滞

以上の男二十五年以上の女は父母の同意を要せず  
證人二人以上の署名捺印ある成規の離婚の届書を戸籍役場に差出すを以て足るのであるが若し双方の間に協議調はず一方が離婚を肯せるに一方より強めて離婚せんとする場合に裁判所へ訴訟を起し其判決に依つて離婚と確定し其判決謄本を添へ戸籍役場に離婚届書を差出すを裁判離婚と云ふ

第九節 戸籍謄本は何人にてても請求し得る

何人にてても本人の承諾を要せず何人の戸籍にてても其



ナク辨済致ス可ク候  
若シ期日ニ至リ辨済  
遲滞致候節ハ前記ノ  
質物賣却相成辨  
済金ニ充テラレ尙不  
足相立候節ハ該金額  
辨済致ス可ク候若又  
借用主ヨリ此金辨済  
致サザル節ハ保證人  
ニ於テ引受ケ連ニ  
辨済致ス可ク候依  
テ後證ノ爲メ動産質

贍本を得んと欲せば手数料を納入し其戸籍役場に請  
求すれば下附せらるゝものである

第十節 十五歳未満の養子縁組の届出は何

人なるや

養子が十五歳未満なる時は其縁組の届出は其縁組を  
承諾なすべき者即ち父母、父母あらざる時は親族會  
が養子に代はりて縁組の届出をなす事を要す

百十一節 廢家の手續と其要件

民法第七百六十二條に定むる如く廢家をなし得べき  
場合は左の數項に限る

入金員借用證書差入  
レ候コト 如件  
年月日

住所番地

借用主 何某

住所番地

保證人 何某

住所番地

保證人 何某

何某 殿

印紙

雜穀質入金圓  
借用證書

一金何圓也

一 新に家を立てたる者は其家を廢して他家に入る  
事を得

二 本家の相續又は再興其他正當の事由に依り裁判  
所の許可を得たる時

三 此場合に於て左に記載する諸件の外に家督相續  
に依りて戸主となりたる者にあらざる證明書又  
は廢家の許可に關する裁判の贍本を添て之を届  
出づることを要すべし

(イ) 廢家したる者の入るべき家の戸主の氏名出生  
年月日職業及び本籍地



但利子幾ヶ月何程  
 此抵當品左記ノ通  
 一大豆 何程  
 一小豆 何程  
 一並豆 何程  
 一蠶豆 何程  
 右ノ抵當品差入レ前  
 記ノ金員借用候處確  
 實也然ル上ハ來ル大  
 正何年何月何日但書  
 ノ利子相添へ遲滞ナ  
 ク辨濟致ス可ク候若  
 シ辨濟期日ニ至リ

(ロ) 廢家したる者に從ひて他家に入る者の名出生  
 年月日職業等を明記すべし

辨濟致サザル節ハ  
 抵當品ヲ賣却成サ  
 ズ該代金ヲ以テ辨濟  
 額ニ充テラレ度若又  
 不足相立候ハ其額  
 充當致ス可ク候尙又  
 借用主本人ヨリ借用  
 致シ難キ節ハ保證人  
 ニ於テ引受ケ必ス辨  
 償致ス可ク候依テ後  
 日ノ爲メ金圓借用證  
 書如件

第六編 刑法摘要

刑法は刑事一般に通ずる一大法典たるに相違なきも  
 刑事上の制裁全體を網羅し盡したりと云ふを得ざれ  
 ど(例へば陸軍刑法其他の諸法律に違背し刑事の制  
 裁あるが如し) 歸着する處は刑法の範圍を脱しては  
 居らぬ抑も日本の刑法は如何なる人を問はず日本帝  
 國の領土内に於て罪を犯したる者に適用せらるゝも  
 のにして刑法の効力を及ぼすべき地域に付ては明ら  
 かに之を定む(刑法第一條第一項)



年月日

住所番地

借用主 何某

住所番地

保證人 何某

住所番地

保證人 何某

何某殿

印紙

公債證書書入  
金員借用證書

一金何圓也

借利子一ヶ月何程

此抵當品左記ノ通

### 第一章 犯罪の定義と類別

犯罪の定義は刑罰の制裁を附し法の禁止せる行為にして且つ権利の實行にあらざるものは之を犯罪と云ふ此定義に依りて見解を下せば犯罪たるものには必ず左の諸要素なかるべからず

- 一 只だ一の行為なること
- 二 法の禁止したる行為なること
- 三 以上の行為に違背せる者に科する刑罰を以てする事

何々公債何號證書

額面何圓

此枚數何程

内譯

額面何圓券

何號 何枚

額面何圓券

何號 何枚

額面何圓券

何圓 何枚

右公債證書ハ何

府(縣)廳ノ所轄ニ屬

シ所有致居候處今般

### 四 權利實行にあらざる事

而して之を解り易く詳説するは行犯不行犯又即時犯繼續犯と類別され即時犯とは殺人傷害強竊盜等の如きを云ひ證人鑑定人等が證言又は鑑定をば偽り或は故なく肯せざる罪の如き即ち不行犯に屬する即時犯である繼續犯とは姦通罪の如く其夫が知らざるに乘じ姦通を繼續し又は自己の直系尊屬に對し扶養の義務を缺き居るが如きを云ひ、即時犯と繼續犯の區別ある所以は左の如くなる

一 繼續犯は如何に永く繼續したりと雖歸着する處



貴殿へ抵當ニ差入レ  
前記ノ金員借用候處  
確實也然ル上ハ來  
ル大正何年何月何  
日遲滞ナク辨濟致ス  
可ク候萬一辨濟期日  
ニ至リ遲滞致候節ハ  
別紙差出シ置候委任  
狀ノ効力ヲ以テ任  
意ニ處分成下サル可  
ク候若又債權額ニ  
不足相立候節ハ保證

は一個の犯罪行為であるが故に其罪を併合し能  
はず  
之に反し即時犯は其犯罪は犯罪と同時に終局し  
（例へば昨夜某所にて竊盜をなし今夜某所にて  
人を殺傷すれば二個の犯罪成立する如し）決し  
て同一の犯罪が繼續されて居らぬから數回之を  
犯せば明らかに其刑罰も併合され得るのである  
即時犯は犯罪と同時に公訴時効の期間を起算し  
繼續犯は其終局の時より起算す

【注解】 即時犯は犯罪成立の年月日、繼續犯は犯罪の止みた  
る年月日を以て起算す

人ト連帶ヲ以テ不足  
額辨濟致ス可ク候  
依テ別紙委任狀相添  
へ後日ノ爲メ證書差  
入候コト如件  
年月日  
住所番地  
借用主 何某  
住所番地  
保證人 何某  
住所番地  
保證人 何某  
何某殿

三 繼續犯は繼續の日數の長短により本刑の加重あ  
り

【注意】 紙幣又は貨幣等の贋造者が今日千圓を偽造  
し又明日も千圓を偽造し明後日も明々後日も連續  
して行ふ犯罪は繼續犯にあらず之れ連續犯と稱し  
繼續犯と同一視する事が能ぬのである

第一節 有意犯と無意犯の區別と單行犯と  
慣行犯  
有意犯とは犯人が何々の事實をなさんと欲して之を



印紙 賣掛代金借用書

一金何圓也  
前記ノ金額ハ掛賣ヲ以テ費殿ヨリ買受タル何々代金ニテ大正何年何月何日支拂申ス可キノ處拙者都合ニヨリ來ル大正何年何月何日マテ支拂延期ノ儀ヲ請ヒ候處費殿ニ於テ承諾相成

撰擇し行ひたる犯法を有意犯と云ひ銃獵者が禽獸を射たんと欲して過つて人を殺傷し若くは過つて火を失して家を焼くが如きは刑罰の制裁は免るゝ事を得ざれど之を無意犯と稱し單行犯とは犯すの意志ありて犯するもたゞ一回の犯罪行為なれば公訴時効の期間に犯罪ありたる日より起算し慣行犯は平素同一の行為を行ふがため罪せられるを云ふ(例へば博徒が賭博を常業として或る場所に逮捕せられしが如き)慣行犯の時効起算は最終の日より起算す

第二節 罪となるべき事實を知らず犯した

候、就テハ右期日ニハ遲滞ナク辨濟致ス可ク候若シ遲滞致候節ハ保證人連帶ノ責任ヲ以テ辨償致ス可ク候依テ後證ノ爲メ賣掛代金借用證書差入レ候コト如件年月日

住所番地  
借用主 何某(印)  
住所番地

る時は如何

罪となるべき事實を知らずして犯したる犯罪は無論法律は何等の制裁なきも斯如き法律制裁ありし事を知らざるが爲め犯したるが如きは其制裁を免るゝ事能はず偕て如何なる事が罪となるべき事實と知らずして犯罪かと云ふに其例多々あれど最も早解すべき引例に採れば爰に一人の婦あり其實は有夫の婦であるも其婦は有夫たるを秘し又何人が觀察するも有夫の婦にあらざる場合自己が其婦と通じたる後其本夫が突然現れ來り姦通罪の告訴をなすが如きは自己



保證人 何某印

住所番地

保證人 何某印

何 某 殿

印紙 貸附金部分證書

一金何圓也

但利子一ヶ月何程

大正何年何月何日抽

者ノ名儀ヲ以テ金何

圓ヲ何府縣何郡何市

區何町村何番地何某

へ貸附候内前記ノ金

は姦通罪を毫も犯すの意なきの無意犯であるがため  
其罪は問はざる如し

第三節 中止犯は何故に罪とならざるや

抑も中止犯とは如何なるものであるかを詳説せんと  
せば左の如く四類に別つを可とす

- 一 犯罪行為に着手したりと雖自己が任意を以て之  
を止めたるが如き例へば抜刀して正に人を斬ら  
んとして俄に顧みる所ありて犯意を止めたる時
- 二 犯罪行為を實行せんとして既に着手したりと雖  
自己が任意に之を止めたる場合例へば強竊をな

圖ハ貸附金ヨリ御差加

へ相成候金額ニ有之

候、拙者ニ於テ此儀

承認致居候處確實也

然ル上ハ來ル大正何

年何月何日右何某ヨ

リ返金有之次第元

利共直ニ引渡シ申ス

可キ候依テ後證ノ爲

メ貸附金部分證書

差入レ候コト如件

年月日

三

すの目的を以て夜間人の家に忍び入りしも家人  
に誰何されざる中犯意を止めたる時  
犯罪行為を實行し終れるも被害者の或る行為に  
あらざる時は未だ其効果を生ずべからざる場合  
に於て自己が任意に或る新たな方法を以て其  
行為を中止したる場合例へば甲者乙者を殺害す  
るの目的を以て或る食物の中に毒薬を混じて乙  
者に食さしめんとして之を與へしに乙者毒物と  
知らざるも都合ありて未だ食せざる中に其食物  
を乙者より取り戻し投棄したるが如き時



住所番地

何某殿

何某(印)

印紙 借入金分使用書

但利子一ヶ月何程  
前記ノ金員ハ大正何  
年何月何日貴殿ノ名  
儀ニテ何府縣何郡市  
區何町村何番地何某  
ヨリ金何圓借入相成  
候内拙者分使ノ金  
額ニ有之候、此金額

四

犯罪行為を終りたりと雖別個の手段を用ゐて其  
當然生ずべき所の効果を自己が任意に中止した  
る場合例へば甲者が乙者を殺害するの目的を以  
て之に毒物を食さしめたるも直に自ら其罪を悔  
ひて更らに解毒劑を服用せしめ其生命を完く保  
全せしめたるが如き之等皆な中止犯なり  
中止犯は概ね其罪を論せるものなり然れども本例第  
二項にある強竊盜が人の家に忍び入りて後ち良心が  
其非行を責め自ら中止したる場合の如きは盜を以て  
其罪を論ずる事なけれど家宅侵入罪の輕きに從ひ處

ハ拙者ニ於テ分使致  
候事確實也、然ル上  
ハ來ル大正何年何月  
何日貴殿ヨリ右債權  
者何某へ辨濟ノ當日  
前記ノ金員元利共拙  
者ヨリ貴殿へ返済致  
ス可ク候依テ後證ノ  
爲メ借入金分使證書  
差入レ候コト如件  
年月日

住所番地

斷ざるゝが通例なり何となれば盜をなさんとする徒  
輩は果して人の家に忍び込みながら直に良心の苛責  
に犯罪を中止するが如きは其心事に幾分の疑ひある  
が爲なり

第四節 主刑と附加刑

主刑とは

- 一 死刑
- 二 懲役
- 三 禁錮
- 四 罰金
- 五 拘留

六 科料

附加刑とは、主刑に附隨して科する所の刑を云ひ主  
刑なきときは之を科するを得ざるなり



何 某 殿

何 某 印

印紙 返金延期ニ附  
帶證書

一金何圓也

前記ノ金員ハ別紙金員借用證書面ノ通り去ル大正何年何月何日貴殿ヨリ借用ノ金額ニテ大正何年何月何日其辨濟期ナルヲ以テ當日ニ於テ辨濟

第五節

未決拘留の日数を期間に計算する

刑事訴訟進行中被告人が未決檻に拘留せらるゝは被告人にとりては頗る迷惑なるものにて且つ重大にして複雑なる事件の如きは年を以て算するまで長期に渉る事がある然れば被告の不幸を救済するの趣旨より未決拘留日数の算入制あり抑も刑法第二十一條に「未決拘留の日数は其全部又は一部を本刑に算入する事を得」とあるが爲め其算入方法に二様あり

致ス可キノ處今般貴殿ト熱議ノ上更ニ辨濟期ヲ來ル何年何月何日マテ延期御承諾相成候之ニ依テ延期辨濟期日ニ至レバ遲滯ナク辨濟致ス可ク候若シ辨濟遲滯致候節ハ保證人ニ於テ引受ケ必ズ辨濟致ス可ク候依テ後日ノ爲メ附帶證書差入レ候

一 裁判所をして適宜に未決拘留の日数の一部を加算す例へば百五十日の拘留せられたる被告が五ヶ月の懲役を宣告せられし時判官の見込即事件に依り三十日乃至四十日を控除し百二十日乃至百十餘日を服役せしむる事あり

二 判官の見込にて拘留日数を悉皆加算して即時放免することあり

第六節 罰金科料の完納猶豫

罰金を言渡されたる者は裁判確定後(確定は三日)の三十日以内に完納すればそれまでは本人の承諾あるに



コト 如件

年月日

住所番地

借用主 何某

住所番地

保證人 何某

住所番地

保證人 何某

何某 殿

印紙 貸金證書讓渡

住所番地

債務者 何某

非ざれば換刑處分として拘留の執行處分はなし能は

ざるものなり(本法十八條五項)

科料は十日以内に完納すべくこれ又猶豫期間内は本

人の承諾あるに非ざれば留置處分をなすを得ざるな

り。

第七節 罰金科料を納付し能はざる場合は

如何

罰金科料の猶豫期間を経過し猶上納し能はざる者は

一日以上一年以下の期間勞役場に留置さる

但し如何に巨額の罰金と雖一事件に對し一年以上

一金何圓也

但利子一ヶ 何程

ノ定メ

大正何年何月何日

貸金

大正何年何月何日

辨濟期限

利子ハ領收濟

讓渡代金何圓也

右ハ拙者債權者タ

ル貸金證書ニ有之

候處今般前記ノ代價

ヲ以テ貴殿へ讓渡シ

候事確實ナリ然ル上

を留置する事を得ざるなり

科料に於ては一日以上三十日未滿の期間勞役場に留

置す一事件三十日を超ゆるを許さず

第八節 罪を犯し不論罪の場合とは如何

不論罪とは罪の不成立即ち法令又は正當の業務によ

りて爲したる行爲若くは急迫不正の侵害に對し自己

又は他人の權利の防衛上已を得ず爲したる行爲の如

きを云ふ例へば警察官吏が人を逮捕監禁し司獄官吏

が刑の執行を爲し又は暴漢ありて拔刀を振つて自己

又は他人を斬殺せんとするの擬勢を示し自己又は他



ハ辨濟期日ニ至リ債  
務者ニ於テ義務ヲ履  
行政サザル節ハ拙者  
ヨリ辨償致ス可ク候  
尙又萬一此債權ニ  
付故障差起リ、貴殿  
へ損害相掛候節ハ其  
損害ハ拙者ヨリ賠償  
致ス可ク候、其他ニ  
於テモ本件ニ付不履  
行有之候節ハ保證人  
ニ於テ引受ケ聊カ貴

人が將さに行はんとするの權利を妨害するに際し其  
權利を防衛せんが爲めに已を得ずして其暴漢を傷害  
したる行爲の如き場合を示すものにて刑法第三十五  
條同法第三十六條の規定である

【注意】 防衛の程度を超ゆる時は三十六條の規定は  
適用する事を得ざるなり例へば既に其暴漢が俄に  
勢ひ挫け決して危害を加ふることなきに至り又は  
逃げ出したるを追跡して背後より之を殺傷し若く  
は夜間強盜が將さに我家を襲はんと墻壁を攀ぢ登  
り居る姿を認め強盜なるが故に不意に襲撃して殺

殿へ御迷惑相掛申ス  
マツク候後日ノ爲メ  
貸金證書讓渡  
證如件

年月日  
住所番地  
讓渡人 何某  
住所番地  
保證人 何某  
住所番地  
保證人 何某  
何某殿  
本件ハ拙者ニ係ル債

傷したり凡て防衛の程度を踰えたる時は殺傷罪  
問はるゝのである

第九節 刑の執行猶豫

刑の執行猶豫の恩典を受くべき期間は裁判確定の日  
より一年以上五年以下の期間を定め二年以下の懲役  
又は禁錮の言渡を受けたる者にて犯狀に於て同情す  
べき情狀ある時左に列擧の資格ある者に限り之を許  
す

- 一 前に禁錮以上の刑に處せられたる事なき者
- 二 前に禁錮以上の刑に處せられたる事あるも其執



權ノ處今般前記ノ如ク讓渡ニ相成リ拙者ニ於テ承諾致候也  
年月日

住所番地  
債務者 何某

(連帶債務ナラバ左ノ如ク連署スベシ)

住所番地

連帶債務者 何某

住所番地

連帶債務者 何某

住所番地

連帶債務者 何某

印紙 預り金證書

一金何圓也

但利子壹ヶ月何程前記ノ金員拙者ニ於テ相預カリ申候處確實也然ル上ハ貴殿ニ於テ御入用ノ節ハ何時ニテモ返金致ス可ク候利子ノ儀ハ但書ノ通り毎月盡日

行を終り又は其免除を得たる日より七年以内に禁錮以上の刑に處せられたる事なき者

【注意】 元來刑の執行猶豫は其罪を免せられたるに非ず一時刑の執行を猶豫せられたのであるがため左の場合には執行猶豫の言渡を取消るゝ事あるべし

一 刑の執行猶豫の期間に於て更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたる時

二 刑の執行猶豫を言渡さるゝ前に犯したる他の罪につきて禁錮以上の刑に處せられたる時

三 前に禁錮以上の刑に處せられたる事あるも其執行を終り又は其執行の免除を得たる日より七年以内に禁錮以上の刑に處せられたる事なき者を除き外刑の執行猶豫の言渡前に於て他の罪に付

禁錮以上の刑に處せられたる事の發覺したる時(刑法第二十六條)

【注意】 刑の執行猶豫は前説するが如く罪を免されたるにあらざるも猶豫期間中を何事もなく経過したる時は全く改悛したる者と法律は之を見做し刑の執行は永久に免除せらる



支拂申入可ク候後  
日 爲メ預リ金證書  
如件

年月日

住所番地

何某(印)

何 某 殿

印紙宅地賃借證書

何府縣何郡何區何  
町村大字何々字何  
々何番地所在  
一宅地何百坪

第二章 輕減酌量

犯罪の情狀 憫諒すべきものは酌量して其刑を減  
輕する事を得と刑法第六十六條に規定せられてある  
も酌量減輕するとせざるは裁判官の權内に屬し何  
人も容喙する事を得ず

但し其酌量減輕にはそれ〴〵程度があつて法律  
は次の節の如く制定されて居る

第一節 酌量減輕の順序

一 死刑に該當する罪よりは無期又は十年以上の懲

但間口何間何尺

奥行何間何尺

此賃借料一ヶ月

二付金何程

借地限期ハ大正何年

何月何日ヨリ大正何

年何月何日マテ滿何

ケ年間

右宅地ハ貴殿ノ所有

ニ有之候處今般前記

ノ賃借料ヲ以テ、

前記ノ年間拙者借受

役若くは禁錮

無期の懲役又は禁錮を減輕すべき時は七年以上

の有期の懲役又は禁錮とす

有期の懲役又は禁錮を減輕すべき時は其刑期の

二分一を減す

罰金を減輕すべき時は其金額の二分一を減す

拘留を減輕すべき時は其長期の二分一を減す

料金を減輕すべき時は其多額の二分一を減す

第三章 罪



ク使用致候處確實也  
然ル上ハ毎月何日限  
リ借地料ヲ拂ヒ申  
ス可ク候若シ遲滞致  
候節ハ保證人ヨリ辨  
償致ス可ク候、若又  
何レヨリモ賃借料  
相滞ラセ候節ハ契約  
解除成サレ候トモ異  
議申スマジク尤モ借  
受候宅地ハ他へ轉貸  
又ハ抵當權、質權

罪は凡て刑法及び其他の法律違反者が體刑金刑等に  
處せらるゝを云ふ

第一節 公務執行妨害の罪

公務員の職務を執行するに當り之れに對して暴行又  
は脅迫を加へたる者即ち公務員が其職務を行はんと  
するを債務者若くは其他の者が暴行又は脅迫を加へ  
若くは公務員が施したる封印又は差押の標示を損壞  
し又は其他の方法を以て封印又は標示を無効たらし  
めたる場合の罪にして前者は刑法第九十五條の犯罪  
にて三年以下の懲役又は禁錮後者は刑法九十六條の

ノ目的ニ供スマジク  
地上ニ永久ノ損害ヲ  
生ズ可キ工事ヲ施サ  
ントスルトキ又ハ地  
上ニ在ル建物チ有形  
ノ儘他へ讓渡サント  
スルトキハ必ず貴殿  
ノ承諾ヲ經テ處置致  
ス可ク候尙又此地所  
ヲ返還致ス節ハ當  
初借受候トキノ形状  
ニテ返還致スハ勿論

犯罪にて二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金とす

第二節 逃走の罪

逃走の罪とは既決未決の囚人が自ら逃走したる場  
合即ち刑法第九十七條の犯罪にて一年以下の懲役に  
處せらる  
但し二人以上通謀して犯したる時は三月以上五年  
以下にして法令に因り拘禁せられたる者を逃走せ  
しむる目的を以て器具を給與し其逃走を容易なら  
しむべき行為を爲したる者は三年以下の懲役に處  
せらる又法令に因り拘禁せられたる者を看守又は



ノ事ニ有之候依テ後  
目ノ爲メ宅地賃借證  
書如件

年月日

住所番地

賃借人 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

住所番地

保證人 何某(印)

何某殿

印紙 商品預リ切手

護送する者が被拘禁者を逃走せしめたる時は一年  
以上十年以下の懲役に處せらる、其職にあらざる  
者にて單に囚人を逃走せしむる目的を以て暴行又  
は脅迫を爲したる者は三月以上五年以下の懲役に  
處すとあり

第三節 犯人藏匿證據湮滅

罰金以上の刑に該る罪を犯したる者又は拘留中逃走  
したる者を藏匿し又は隱避せしめたる者は二年以下  
の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられ(百二條)又  
は他人の刑事被告事件に關する證據を湮滅し又は偽

一何品何個

此代價金何圓也

前記ノ商品ハ貴殿ノ

所有ニ有之候處拙者

ニ於テ預リ候處確實

也御引取ノ節ハ何

時ニテモ此切手ト引

換ニ相渡シ申ス可ク

候也

年月日

住所番地

何某(印)

何某殿

造變造し若くは偽造變造の證據を使用したる者は  
二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す(百四  
條)  
但し本章の罪は囚人又は逃走者の親族にして犯人  
又は逃走者の利益の爲めに犯したる時は之を罰せ  
ずとあり(刑法第百〇五條)

第四節 騷擾の罪とは何か

罪質稍々内亂に似たるも其目的政府を顛覆し邦土を  
僭竊し又は朝憲を紊亂するにはあらず單に平和を擾  
亂し社會の秩序を攪亂し即ち多數聚合し暴行又は脅



印紙 手附金預り證

一金何圓也  
前記ノ金員正ニ受  
取り何品賣買契約  
手附金トシテ預り置  
候處確實也依テ後日  
ノ爲メ預り證如件  
年月日

住所番地

何某

何某 殿

印紙 貨物受託證

一何品何個

但シ箱入(薦包)

此重量何程

一右ノ物品ハ寄託者

何某ノ托テ受ケ何

府縣何郡市區何町

村何番地第何號

倉庫ニ保管ス

一右ノ保管料ハ一日

ニ付何圓ト定ム

一保管期限ハ大正何

何年月何日ヨリ同

追をなすを云ふ其處分は

一 首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮

他人を指揮し又は他人に率先し勢を助けたる

者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮

附和隨行したる者は五十圓以下の罰金

第五節 放火失火の罪

放火は故意を以て家屋物件を燒毀するを云ひ失火は

粗漏懈怠により家屋物件を燒毀するを稱し

一 火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在す

る建造物汽車電車艦船若しくは鑛坑を燒毀したる

者は死刑無期又は五年以上の懲役(刑法第百〇

八條)

二 火を放て現に人の住居に使用せず又は人の現在

せざる建造物、艦船若しくは鑛坑を燒毀したる者

は二年以上の有期懲役(刑法百〇九條)

三 火を放て前二項に記載したる以外の物を燒毀し

因て第百八條又は第百九條第一項(自己の所有)

に記載したる物に延焼したる時は三年以下の懲

役

四 火災の際鎮火用の物を隠匿し又は損壞し若しくは







- 一 故ナク人ノ居住若クハ看守セザル邸宅建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
- 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合若クハ容止チナシタル者
- 三 一定ノ住居又ハ定業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

云ひ水利に關する罪とは例へば田畑の灌漑上に於ける水路に關する罪を云ふ

一 溢水せしめて現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物汽車電車若くは鑛坑を侵害人を死傷したる者は無期若くは三年以上の懲役に處す

二 溢水せしめ前項に記載したる以外の物を侵害し因つて公共の危険を生ぜしめたる者は一年以上十年以下の懲役に處す

三 水害の際防水用の物を隠匿し又は損壞し若くは其他の方法を以て水防を妨害したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

- 四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強執威迫ノ行爲チナシタル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ料ニ處ス
- 一 合力喜謝ヲ強請シ又ハ強キテ物品ノ購買ヲ求メタ

四 十年以下の懲役に處す

過失により溢水せしめ一項に記載したる物を妨害したる者又は二項に記載したる物を水害し因つて公共の危険を生ぜしめたる者は三百圓以上の罰金に處す

五 堤防を決潰し水閘を破壊し其他水利の妨害となるべき行爲、又は溢水せしむべき行爲を爲したる者は二年以下の懲役若くは禁錮又は二百圓以下の罰金に處す

第七節 往來妨害の罪